

高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査
最終報告に向けた論点の取りまとめ

平成20年3月

男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会

目 次

1	高齢者の自立支援における男女共同参画の視点の重要性	1
2	男女別に見た高齢者の自立をめぐる現状	1
(1)	高齢化の中における男女の状況	1
(2)	高齢者の自立をめぐる男女の意識と実態	1
(3)	これからの高齢社会に影響を与える新たな変化	4
3	男女共同参画の観点から見た高齢者の自立支援をめぐる課題と取組の方向性	6
(1)	基本的な考え方	6
(2)	施策横断的に見た課題と取組の方向性	6
(3)	分野別に見た課題と取組の方向性	8
資料 1	関係府省ヒアリングについて	12
資料 2	各府省施策一覧	別添

1 高齢者の自立支援における男女共同参画の視点の重要性

- ・平均寿命が延伸し、国民の5人に1人が65歳以上の高齢者である社会となった今、男女が共に高齢期において自立した生活を送ることがより一層重要な課題である。
- ・女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高い。高齢社会の在り方は高齢女性の生き方や暮らしぶりに大きく左右されると同時に、高齢者施策の影響は女性の方がより強く受ける。
- ・また、特に男性に多くみられる長時間労働などにより仕事中心の生活をしてきた人々は、家庭や地域に回帰して第二の人生を歩み出す必要がある。
- ・男女が共に高齢期において個人が持てる意欲・能力を最大限に発揮して活力ある日々を送り、安全で安心な質の高い暮らしを実現するためには、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな高齢者の自立支援施策の展開が求められる。
- ・高齢期における生活状況は、若い時期からの働き方や家族の持ち方、能力開発、生活習慣等の蓄積に負うところが大きい。いわば若年期・壮年期など人生の各段階における様々な分野での男女の置かれた状況の違いが複合的に蓄積された結果が、高齢期に至っても男女間の差の固定化として現れており、しかもその様相は世代によって異なる。したがって、若い時期からの生活の変化や節目など人生の各段階を通じた支援という観点を含めて、長期的かつ世代横断的な視点に立って施策の在り方について検討する必要がある。

2 男女別に見た高齢者の自立をめぐる現状

(1) 高齢化の中における男女の状況

- ・女性の方が男性よりも平均的にみて長寿であることから、高齢者人口に占める女性の割合は高く、年齢が高くなるほど女性割合は更に高まる。(図表1, 2)
- ・核家族化が進み子どもとの同居が少なくなる中で、高齢者の一人暮らしが急増。中でも高齢女性の一人暮らしが多く、75歳以上の高齢女性では約4～5人に1人が一人暮らし。(図表3, 4)
- ・高齢化は全国的に進むが、地域によって高齢化率や高齢者を取り巻く家族や地域の状況には違いがある。都道府県別に見ると、高齢者単身世帯割合は総じて西日本で高い傾向にある。東京都、大阪府など大都市圏においては、高齢化率は低いものの、高齢者単身世帯割合はやや高い。(図表5, 6)

(2) 高齢者の自立をめぐる男女の意識と実態

① 高齢期の生活に関する意識

- ・高齢者の日常生活における悩みや不安として、「老後の生活設計」、「自分の健

康」、「家族の健康」が多く挙げられる。（図表 7）

②高齢期における経済的自立をめぐる状況～一人暮らし高齢女性を中心とした経済不安

- ・ 高齢者世帯の年間所得の分布は、全世帯の分布に比べて低所得階級の割合が高く、一般世帯に比べて所得格差が大きい。（図表 8， 9）
- ・ 65 歳以上の者がいる世帯について世帯構造別に年間所得階級別の分布を見ると、女性の単独世帯においては 150 万円未満が過半数を占めるなどかなりの割合が低所得階級に集中しており、男性の単独世帯も低所得階級に一定程度の分布が見られる。（図表 10）
- ・ 特に離別の一人暮らし女性と未婚の一人暮らし男性において、それぞれ全体から見て平均所得の半分に満たない厳しい経済状況に置かれている人の割合（相対的貧困率）が高い。（図表 11）
- ・ 生活保護を受給している被保護人員数における高齢者の割合は約 4 割を占め、高齢期に生活保護を受給している女性の人数は男性よりも多い。また、生活保護を受けている高齢女性の中では女性単身世帯が 7 割以上を占める。（図表 12）
- ・ 高齢者世帯の所得の約 7 割を「公的年金・恩給」が占めるが、その受給額は高齢期に至るまでの働き方との関係が大きい。同じ「正社員中心」でも、女性は男性よりも就業年数が平均して短く、したがって、被保険者期間が短いなどの理由から、受給額が低い傾向にある。（図表 13， 14）

③高齢者の就業に関する希望と実態～雇用確保が進むが低い高齢女性の就業率

- ・ 前期高齢者（65～74 歳）のうち就業している割合は、平成 18 年では、男性で約 4 割、女性で約 2 割である。（図表 15）
- ・ 平成 16 年 6 月に高年齢者雇用安定法が改正され、高年齢者について少なくとも年金支給開始年齢までの高年齢者雇用確保措置（定年の引上げ、継続雇用制度の導入等）の導入が各企業に義務づけられた。
- ・ 65～69 歳の就業希望は高い。就業希望があるものの就業できていない割合は女性の方が高い。また、女性が就業した理由には、収入を得る必要など切迫した理由が男性に比べて多く挙げられている。（図表 16， 17）
- ・ 女性は高齢期に達する以前に子育て等で就業継続が困難な状況があり、高齢期に至るまでの職業能力開発や就労経験の蓄積において不利な状況に置かれる場合が多いと想定される。（図表 18， 19）

④高齢者の地域参加に関する意識と実態

- ・ 高齢者の 1～2 割が地域活動に参加しており、参加したいという意向を持つ者も

65～69 歳では半数弱にのぼる。（図表 20）

- ・ 地域活動への参加のきっかけや関心が高い活動領域には、男女で違いが見られる。例えば活動に参加したきっかけについては、女性は「友人・仲間のすすめ」、男性は「自治会・町内会の呼びかけ」がそれぞれ相対的に多い。また活動の内容についても、女性は「趣味」が、男性は「地域行事」、「安全管理」等がそれぞれ相対的に多い。（図表 21, 22, 23）

⑤家庭や地域における生活状況～特に一人暮らしの孤立の問題

- ・ 一人暮らしの男性高齢者について、「心配ごとや悩みごとの相談相手がいない」や「近所づきあいはない」など地域で孤立している状況が顕著である。このことは、閉じこもりなどで足腰などが弱りやすい、周囲から日常生活に必要な手助けを得にくい、病気・災害時など緊急時の支援を期待できないといった問題を引き起こす恐れがある。（図表 24, 25）
- ・ 判断能力の低下に対応する成年後見制度の利用状況を年代別に見ると、男性では 30～50 歳代が多いが、女性では 80 歳以上が最も多く全体の約 34%を占め、65 歳以上の高齢者が約 55%を占める。また、判断能力に問題がある人の消費者被害相談状況を年代別に見ると、70 歳代、80 歳代の高齢女性の相談件数が多い。（図表 26, 27）
- ・ 高齢者の家事等の実施状況を見ると、男性は女性に比べて家事や買い物などの実施率が格段に低く、一人暮らしになった場合等の生活自立の困難が危惧される。（図表 28）

⑥健康面の状況～男女で異なる健康課題

- ・ 70 歳以上になると約 7 割の人が健康に不安を感じている。（図表 29）
- ・ 要介護になった主な原因は、男性は「脳血管疾患（脳卒中など）」が多いのに対し、女性は「関節疾患（リウマチ等）」、「認知症」、「骨折・転倒」、「高齢による衰弱」が多い。（図表 30）
- ・ 健康の維持・増進のための心がけについては、特に一人暮らし世帯の男性で健康に配慮した行動を心がけている割合が低い。（図表 31）
- ・ 性差医療（性差に基づいた医療）¹に関する研究が進むにつれ、男女で罹患率や死亡率に明らかな差異が見られる疾患があることが明らかになっている。死亡率に

¹「性差に基づいた医療」（Gender-specific Medicine）とは、「男女比が圧倒的に男性または女性に傾いている病態、発症率はほぼ同じでも、男女間で臨床的に差を見るもの、未だ生理的、生物学的解明が遅れている病態（ことに女性で多い）、社会的な男性・女性の地位と健康の関連などに関する研究を進め、その結果を疾病の診断、治療法、予防措置へ反映することを目的とした医療改革である」と定義されている。（平成 14 年度厚生労働科学研究費補助金 子ども家庭総合研究事業「日本における女性医療の課題に関する医療社会学的研究ならびに性差を加味した健康度及び生活習慣の測定手法の評価に関する研究」主任研究者：天野恵子（千葉県衛生研究所所長）、平成 15 年 3 月）

ついてみると、男性は肝疾患や悪性新生物などによるものが多く、女性は認知症や慢性リウマチ性心疾患などによるものが多い。また、通院率を見ると、女性は甲状腺の病気、認知症、自律神経失調症、関節リウマチ、骨粗鬆症などによる通院が多いが、男性は痛風、前立腺肥大症による通院が多い。（図表 32, 33）

⑦介護をめぐる状況～一人暮らしの高齢女性の介護問題、女性が多い介護労働者の処遇の問題など

- ・ 65 歳以上の介護保険サービスの受給者数を見ると、女性が男性の約 2.6 倍（平成 19 年 12 月審査分）であり、要介護状態である期間も男性に比べて長い。女性は長寿ゆえに夫に先立たれて一人暮らしになる可能性が高く、一人暮らしの高齢女性の介護問題は深刻。（図表 34, 35）
- ・ 介護をめぐることは、介護保険制度の創設によって家族介護の負担は以前よりも減ってきたものの、家族内の主な介護者は依然として女性が多い。また、「老老介護」（介護される家族と介護を受ける家族の双方が高齢者である介護状態）の問題も深刻である。（図表 36, 37）
- ・ 介護労働者は約 8 割が女性。一律に比較することは困難であるが、全労働者の平均と比較すると介護労働者の給与水準は低く、なおかつ女性の方が非正社員の割合が高いなど雇用形態の影響も考えられるが男性よりも女性の方が低い。（図表 38, 39, 40）

（３）これからの高齢社会に影響を与える新たな変化

①団塊の世代の動向

- ・ これから高齢期に入っていくいわゆる「団塊の世代」（1947～1949 年生まれ）については、人口集団としての規模が大きいいため、その高齢期における活動状況が社会に与える影響は大きい。
- ・ 既存調査によると、団塊の世代等の多くは高齢期においても就業意欲を持っているが、65 歳を境として、仕事ではなくボランティア活動への参加意欲を持つ割合が増え、かつ働く場合も短時間勤務等正社員以外の形態での就業を希望する傾向が見られている。なお、団塊の世代等の中で、既に社会的活動に参加している人の割合は約 25%である。（図表 41, 42, 43）

②生涯未婚者の増加、未婚の子の自立困難の問題

- ・ 生涯未婚率が急激に上昇しており、今後は高齢期においても一人暮らしの割合が今以上に増大していくと考えられる。（図表 44）
- ・ 既存調査によると、40～50 歳代の生涯未婚女性については、従業上の地位が非正規従業員である場合が 3 割近くに上る。非正規従業員の場合は、厚生年金、国民

年金、個人年金保険ともに加入率が低く、老後の収入源の見込みとして公的年金を挙げる割合が低いことから、仕事による収入への依存が正規従業員に比べて高い。（図表 45, 46, 47）

- ・ 親と同居の壮年未婚者も増加している。高齢者にとって未婚の子どもとの同居は、老後の生活の支えを期待できる反面、逆に就業状況が不安定であるなどで子どもの経済的な自立が困難な状況である場合には、高齢者に経済的負担が過重にかかる懸念がある。（図表 48）
- ・ 更に具体的な問題として高齢者虐待の実態を見ると、被虐待者の多くは高齢女性であり、虐待者は息子である場合が多い。また東京都の調査によると、「子どもによる虐待がある世帯」のうち世帯類型が「本人と単身の子ども」の世帯が約 45% を占める。高齢者虐待の問題は、主に高齢女性にとって尊厳ある日常生活を送ることを阻害する深刻な問題であり、家族の在り方や子どもの自立の状況にも関連している可能性がある。（図表 49, 50, 51, 52）

③非正規雇用の増加

- ・ 非正規雇用の割合が男女ともに増加している。特に女性は非正規雇用の割合が高く、かつ上昇傾向にある。（図表 53, 54, 55）
- ・ 非正規雇用は、現状においては社会保険の適用から除外されやすい状況にある。そのため非正規雇用の増加が、老後の生活設計を描きにくい層がより増加することに結びつくことが懸念される。

以上、高齢者をめぐる現状としては、女性については経済的な自立の問題が、男性については主に地域における孤立の問題があり、それらは人生の様々な段階における男女の置かれた状況の違いが集約して現れていること、また健康面については性差による違いが大きいことなどがわかった。更に、団塊の世代が高齢期に入ることによって新たに地域活動の担い手が増える期待がある一方で、生涯未婚者や非正規雇用の増加により高齢期の経済面に関しては課題が一層深刻化していくことが懸念される。

3 男女共同参画の観点から見た高齢者の自立支援をめぐる課題と取組の方向性

(1) 基本的な考え方

- ・高齢者の自立支援の推進に当たっては、以上のような男女それぞれの状況の違いや高齢社会の動向を踏まえ、「自立と共生」の理念に基づいて進めていくことが重要である。それは、男女すべての高齢者が、周りの人々と関わり互いに助け合いながらも、個人が持てる意欲や能力を最大限に発揮して自らできることを行い、個人としての尊厳を持ち続けることができることを目指す考え方である。
- ・したがって、今回、課題として取り上げた「高齢者の自立支援」の取組は、生活基盤の整備により高齢者が一人で独立して生きていけるための支援に矮小化されるものではなく、「自立と共生」の理念に基づいたものでなければならない。その際には、高齢者が安心して健康で文化的な生活を送る権利が保障されることが大前提であり、それに留意して取組がなされていくことが重要である。
- ・横断的な取組としては、男女の置かれた状況に配慮しつつ、男女の個人としての尊厳を重んじる男女共同参画の基本的な考えが不可欠である。同時に、他者との関わりを持ちながら自らの意思で物事を決めることができるよう高齢者が自己決定できる能力を高めていくことや、高齢者の置かれた状況の地域差に配慮した取組も必要となる。
- ・分野別取組としては、高齢者が男女ともに経済的に自立し、意欲ある者が能力を発揮するとともに、社会の支え合いのもとで生活自立をより強化していく方向で現行の施策を見直していかなければならない。更に、高齢者が心身ともに健康でありつづけるために、性差に配慮した医療・介護予防への取組等を同時に進めるべきである。
- ・なお、こうした「自立と共生」の理念に基づく高齢者の自立を実現するためには、高齢期の状況には若い時期からの生活の影響が大きいことを踏まえ、学校教育段階も含めた社会全体で若年期から取り組む観点も重要である。

(2) 施策横断的に見た課題と取組の方向性

①男女共同参画の視点の主流化～男女別の分析並びに施策への反映の強化

- ・男女共同参画の視点の主流化とは、あらゆる分野の施策の実施に当たって、その施策の実施主体が、施策が男女にどのように異なる影響を与えるかについて検討し、男女の状況や意識の違いにきめ細かに対応する視点を持つことである。男女共同参画の視点の主流化は、男女双方の国民の目線に立って施策を効果的に推進するために非常に重要である。
- ・監視・影響調査専門調査会としては、これまでもあらゆる施策の推進に当たって男女共同参画の視点を持つことの重要性について指摘してきたところである。

- ・しかしながら、各府省における高齢者の自立支援施策の現状について確認した結果、施策に関わる利用者の意識・実態や利用状況等の施策の実績について男女別に状況を把握・分析し、その結果を施策の立案や見直し等に反映させている施策はきわめて少なかった。また、制度的には中立であっても、施策の仕組みや男女それぞれの生き方や置かれた状況の違い等から、結果として施策の恩恵を受けるのが男性に偏ってしまっている施策も見受けられた。
- ・施策に関わる意識や実態が男女でどのように異なるのか、また施策の利用状況や効果が男女でどのように異なるのか等について男女別に具体的な数値や情報を確認し、施策の企画や運用に具体的に生かしていく取組があらゆる高齢者施策について必要である。
- ・各府省においては、今以上に男女共同参画への取組について、政策的な優先度を高め、より一層努めることが求められる。

②高齢者の自己決定の尊重

- ・高齢者の自立支援の推進に当たっては、高齢者が「社会の弱者」としてではなく、他者と関わり必要に応じて周囲の支援も得ながら自らの意思で物事を決め、その意向が日々の暮らしの様々な場面において生かされるように配慮することが重要である。また、高齢期も含めて人生を豊かに過ごすためには、若年期・壮年期などの段階から長期的な視点で自らの人生を設計する力も求められる。
- ・こうした高齢者自身の「自己決定できる力」は男女ともに必要とされるが、性別役割分担意識の影響や職業生活の経験が比較的少なかったことなどから、自己決定の経験が男性に比べて少ない状況も見られるため、自己決定を支援する視点も必要とされる。
- ・また、高齢者の意見が地域の施策や取組に反映されるような仕組みを組み込んでいくことが必要であり、国としては国内外の先進事例の情報を収集し、情報発信していくことが望まれる。

③地域差に配慮した取組の推進

- ・高齢者の自立支援に関する取組に当たっては、地域差への配慮が必要である。たとえば都市など一人暮らしが多い地域においては高齢者の孤立を防ぐための声かけ等を含めた地域のつながりの構築が、一方の過疎化が進む地方においては医療・介護等の基本的な生活基盤の整備が、それぞれに緊急性が高い課題と考えられる。それらの課題に対して、各地域の特性に応じて効果的に取組を進める必要がある。
- ・各地域において取組を進める際には、地域資源を有効に活用するとともに、地域の中で展開される地方自治体や民間による取組とも効果的に連携を図っていくことが重要である。

(3) 分野別に見た課題と取組の方向性

①高齢期における経済的自立を実現するための取組

(高齢女性の貧困問題への対応～特に人生の各段階を通じた女性就労環境の整備)

- ・高齢期に生活保護を受給している女性の人数は男性よりも多い。また、高齢女性全体の約2割を占める女性の単独世帯では所得水準が低い傾向にあるなど、「高齢女性の貧困」の問題が見られる。
- ・この「高齢女性の貧困」問題について、短期的には高齢女性の就業支援を図るとともに、年金、生活保護、医療・介護等の社会保障制度における給付と負担のあり方について検討する際には、高齢女性の経済状況について把握・分析し、反映していくことが求められる。
- ・同時に、「高齢女性の貧困」問題が、高齢期に達するまでの様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化して現れている象徴的な問題であることを踏まえ、生活の変化や節目など人生の各段階を通じた女性就労環境の整備等の長期的かつ世代横断的な視点に立った対策を進めることがきわめて重要である。
- ・具体的には、仕事と家庭生活の両立支援や多様な働き方を推進する仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、女性の再チャレンジ支援、女性のライフプランニング支援、パートタイム労働者の均衡待遇の推進、企業等における女性の採用・登用の拡大、賃金格差や就業年数の男女間格差の縮小など人生の各段階を通じた女性就労環境の整備・労働市場における女性就労の地位の向上を進め、それによって女性の年金受給権や資産形成能力を向上させることが必要とされる。

(性別や家族の持ち方、働き方の多様化に対応した税・社会保障制度の在り方の検討)

- ・近年の動きを見ると、非正規雇用が増加し、かつ長期化する傾向にある。その一方で、生涯未婚者が増加する中においては、非正規雇用で働きながら単身での老後の生活設計の必要性に迫られる女性が増加すると考えられる。
- ・更に男性においても、非正規雇用が増加する傾向にあり、現状の処遇が維持された場合には、高齢期において経済不安を抱える層が今以上に増える可能性がある。
- ・働き方や家族の持ち方の多様性を踏まえ、性別や家族の持ち方、あるいは働き方に中立的な税・社会保障制度の在り方について検討を進めることが必要である。
- ・同時に、就業形態に関わらず公正な処遇が行われ、非正規雇用者についても本人が望むのであれば正規雇用へ移行しうる社会づくりに向けて、企業と連携しつつ、パートタイム労働法等関係法令の周知、法令遵守のための指導等の強化に係る取組により、環境の整備を一層推進していくことが求められる。このことは、将来の貧困層の増大を防ぐ観点においても重視される取組である。

②女性の状況に配慮した高齢者の就業促進・能力発揮の取組

（高齢女性向けの就業相談等の推進）

- ・高齢期における就業促進・能力発揮に関して、女性は高齢期に達する以前に子育て等で就業継続が困難であったなどで就業経験が少ない場合もあり、長い年数にわたって働いてきた男性雇用者を前提とした継続雇用・再雇用等の仕組みを適用するだけでは必ずしも就業が促進されるわけではない。
- ・このような高齢女性の状況に対応して、就業意欲がある高齢女性に対する職業能力開発の機会の提供や求人情報の提供を含む就業相談などを積極的に進めることが必要とされる。
- ・また、人生の各段階を通じて希望する女性が労働市場に参加できるように①で挙げた女性就労環境整備を進めることは、女性の能力開発、職業経験の蓄積という意味においても重要な取組である。

（幅広い活動領域における高齢女性の能力発揮）

- ・高齢者の能力発揮については、経済活動としての就業だけではなく、NPOやボランティア、シルバー人材センターでの活動等社会的に意義のある活動への参加を促進する視点も重要である。実際、高齢期において地域活動に参加したいという意向を持つ人は男女ともに多い。
- ・特に女性については、子育て・家事や地域活動の経験等を生かして、様々な活動領域における参画の機会を積極的に創出することが求められる。

（高齢者が働きやすい多様な形態による就業機会の環境整備）

- ・就業意欲のある高齢者が男女ともにその能力を発揮することができるように、高齢期においては健康・体力面での個人差が拡大するとともに、就業ニーズが多様化することを踏まえ、短時間就業、在宅就労、テレワークなど多様な働き方の環境を整備することが必要である。

③家庭・地域における支え合いのもとでの生活自立に向けた取組

（一人暮らし高齢者が孤立しない地域社会の構築）

- ・一人暮らしの男性高齢者については、相談相手がいない、あるいは近所づきあいが少ない場合が多いなど、地域で孤立しやすい傾向がある。また女性についても、後期高齢期において一人暮らしが多くなることから、判断能力や身体機能が衰えてきた際の周囲からの手助け、病気・災害時の緊急時の支援などが課題になると考えられる。
- ・国・地方自治体やNPO等民間団体の連携のもとに、地域活動の参加機会に関する情報提供、支援者との橋渡しなど、地域に高齢者が参加し、また、地域が高齢者を支える状況を生み出すための取組を進め、「自立と共生」の理念のもと地域の中で高

齢者同士、あるいは高齢者とそれ以外の世代とが互いに支え合う関係をつくっていくことが重要である。

- ・また、配偶者に家事等を依存していた男性が一人暮らしになった際には日常生活での困難が予想される。主に男性向けには、家事等日常生活能力を身に付け向上させることへの支援も必要とされる。

（高齢女性の判断能力低下、介護の問題に対する取組）

- ・後期高齢者（75歳以上）の一人暮らしは圧倒的に女性の方が多く、認知症等による判断能力の低下や身体能力の衰えを抱えながらも生活自立を維持していくことは、女性により多く見られる課題であると考えられる。
- ・判断能力の低下等に伴う犯罪被害や消費者被害の危険性への対処が女性、中でも一人暮らしの女性に深刻な課題であることに留意し、成年後見制度の効果的な普及促進や消費者被害防止のための施策を講じていくことが必要である。
- ・また、夫に先立たれた一人暮らしの高齢女性が誰に介護されるかということもまた深刻な問題である。地域における在宅介護体制の充実や、介護を受けられる高齢者向け住宅等安心して暮らせる住まいの普及促進などの取組が必要とされる。

（情報通信技術（ICT）を活用した高齢者の日常生活を支える社会基盤の整備）

- ・高齢者が日常生活において持てる力を最大限に発揮して自立できるようにするための環境整備の一環として、高齢者の生活自立を支えるコンピューター機器の開発（例えばタッチパネル式）とともに、指導員や講座等によって高齢者の機器活用を支援する体制づくりを進め、情報通信技術（ICT）を活用した社会基盤の整備が求められる。

（高齢者虐待の問題への対応）

- ・高齢者が尊厳ある日常生活を送ることを阻害する深刻な問題である高齢者虐待の問題に対しては、虐待者に「子ども」が多く含まれる実態も踏まえ、高齢者虐待の防止と早期対応に向けた対策を一層推進することが重要である。

④性差に配慮した医療・介護予防への取組

（性差医療の推進）

- ・死亡率や通院率などに端的に表れているが、男女で発症状況や病態が異なる疾患がある。男性については肝疾患や悪性新生物などによるものが多く、女性については認知症や関節性疾患等の罹患率が高い。こうした性差に配慮した医療の推進が求められている。
- ・現在我が国においても性差医療（性差に基づいた医療）に関する研究並びにその実施体制の整備が進みつつあるところであるが、性差医療に関する研究をより一層推進し、予防や治療に積極的に生かしていくことが重要である。

（男女の違いに配慮した生活習慣病対策、介護予防施策の推進）

- ・要介護状態になった原因は男女で異なり、女性はいわゆる「病気」以外の「骨折・転倒」や「高齢による衰弱」等の理由が多く、男性については「脳血管疾患（脳卒中）」が多い。また、喫煙・飲酒等による健康障害の危険性は、男性の方が女性よりも高い。
- ・以上のような健康障害等の発生状況における違いを踏まえ、若年期からの生活習慣病対策並びに介護予防施策に関しては、身体機能や生活習慣など男女の違いに配慮してきめ細かに施策を展開していくことが重要である。

⑤女性の介護負担の軽減、良質な医療・介護基盤の構築

（女性の介護負担の軽減に向けた継続的な取組）

- ・介護保険制度によって女性の介護負担を一定程度軽減してきたと言えるが、未だに家族介護の負担の多くは女性に偏っている。老老介護の負担の深刻さも指摘されている。
- ・女性の介護負担の軽減という観点を改めて重視し、介護施策の効果に関する継続的な分析を進めながら、介護サービス基盤の整備、男女ともに介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり、家族介護への支援等の取組を引き続き推進していく必要がある。

（良質な医療・介護基盤の構築に向けた取組）

- ・高齢化が進む中において、健康上の問題を抱える高齢者が今以上に増えることが考えられるため、それら高齢者が必要な医療・介護が適切に受けられるように体制整備を進めることは引き続き重要な課題である。特に医療・介護人材の確保については、我が国全体として良質な人材確保に努めるとともに、地域差に応じた対策が必要とされる。
- ・介護労働者の8割近くは女性であり、一律に比較することは困難であるが、全労働者の平均と比較するとその給与水準は低い。介護労働者の処遇の改善について、キャリアや能力に見合った適切な給与水準の確保や、働きやすい環境づくりなど労働環境の改善の取組が必要とされる。

資料1 関係府省ヒアリングについて

政府が実施する高齢者の自立支援施策の現状を踏まえ、今後の施策の方向性の検討に生かすために関係府省ヒアリングを行った。

施策の現状について男女共同参画の視点から分析を行い、施策が男女別のニーズを踏まえて適切に実施されているか、男女のうち片方の便益に偏らず中立に行われているか、また男女別の視点を持つことでより有効に機能する施策はないか等を検討することを目的として実施した。

関係府省施策のとりまとめ結果は資料2のとおりである。これら施策については、引き続き最終報告に向けて課題の分析を深めていく予定である。

(1) 方法

関係府省に対して事前にヒアリング項目を提示の上、回答を書面で提出してもらった。その書面に基づいて各府省が専門調査会で施策の実施状況等について説明し、監視・影響調査専門調査会において専門調査会委員による質疑・意見の提示を行った。

(2) 関係府省ヒアリングの項目

ア. 施策の概要

- 高齢者の自立した生活に対する支援に関連する施策として、具体的にどのような取組を行っているか。

イ. 男女別ニーズの把握・施策への反映

- 施策の立案に際して、男女それぞれのニーズや実情的な状況をデータ等で把握しているか(把握している場合、代表的なデータを紹介のこと)。
- 施策の立案並びに実施に際して、男女それぞれのニーズや実情的な状況(ライフスタイル等)の違いをどのように考慮しているか。

ウ. 関係主体・施策との連携

- 施策の実施に当たって、どのような主体(自治体、関係団体等)と連携して取り組んでいるか。また、関係主体に対する働きかけはどのように行っているか。
- 他の関連する施策(他府省庁の施策を含む)とどのように連携して取り組んでいるか。

エ. 施策の評価・見直し

- 施策の評価を行っているか。評価に際して実績(アウトプット)や効果(アウトカム)、影響(インパクト)を男女別にデータ等で把握しているか(把握している場合、代表的なデータを紹介のこと)。
- 施策の見直しをどのように行っているか。これまでの見直しにおいて、男女を取り巻く状況の変化をどのように反映させてきたか。

(3) 実施時期等

平成 19 年9月19日 第 22 回専門調査会

内閣府(政策統括官(共生社会政策担当)、文部科学省、農林水産省、総務省

平成 19 年 10 月9日 第 23 回専門調査会

経済産業省、内閣府国民生活局、法務省、厚生労働省

平成 20 年 2 月 5 日 第 25 回専門調査会

総務省、国土交通省

(4) 分析対象とした施策

今回の監視・影響調査で分析対象とした施策は、政府が実施する高齢者の自立支援に係る施策であり、男女共同参画基本計画（第2次）との関係では、次の分野に位置づけられる施策である。

＜男女共同参画基本計画（第2次）の関連部分＞

「第2部 施策の基本的方向と具体的施策」中の以下の部分

第4分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

第6分野 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

(1) 高齢者の社会参加に対する支援

(2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

(3) 高齢期の所得保障

第8分野 生涯を通じた女性の健康支援

(1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進

のうち、高齢者の自立支援に資する施策

最終的に分析対象とした施策は 47 施策である。これらの施策について、施策の目的別に次の5つの領域に整理し、分析を行った。

- ①高齢期の所得保障
- ②高齢者の就業促進・能力発揮
- ③高齢期における生活自立への支援
- ④介護予防・健康づくり支援
- ⑤介護基盤整備

資料2 監視・影響調査専門調査会「高齢者の自立した生活に対する支援」 各府省施策一覧

施策の 種類	施策名	所管府省 名	実施主体等	施策の概要と実施状況			男女別のニーズ把握		男女別の観点を施策に反映		関連主体・施策との連携		施策の評価と見直しについて				
				施策の概要	平成19年度 予算額	平成20年度 予算内示額	把握している	ニーズ把握の方法等	男女別の観点を 反映した取組を行って いる	具体的な取組内容	関連主体・施策 との連携をして いるか	具体的な連携内容	実績等を把握 している	把握内容 (指標、実績、参考データ等)	男女別に 実績等を把握して いる	数値目標で 達成度を評価している	
1:高齢期の所得保障																	
1	介護貯金	総務省	日本郵政公社 (平成19年10月より民営化)	寝たきりや認知症の方など介護が必要な方に対し金融面から支援を行う。	－	－	×		×		×		○	平成18年度 預入件数1,896件 預入金額36.4億円	×	×	
1	財産形成年金定額貯金	総務省	日本郵政公社 (平成19年10月より民営化)	勤労者が老後の資産形成を計画的に行う。	－	－	×		×		×		○	平成18年度 預入件数466件 預入金額1,696万円	×	×	
1	簡易生命保険契約の保険サービス	総務省	日本郵政公社 (平成19年10月より民営化)	ゆとりある老後生活に資するため、生活の安定のための自助努力を支援。	－	－	○	男女の死亡率・り病率等を考慮して保険料を設定	×		×		○	新契約男女加入状況 平成18年2,381千件(男性1,048千件:44.0%、女性1,333千件:56.0%)	○	×	
1	公的年金制度の安定的な運営	厚生労働省	厚生労働省	社会全体で高齢者を支える「社会的扶養」として、公的年金制度は、安心・自立して老後を暮らせるための社会的な仕組みである。 ○国民年金(基礎年金)(保険料は定額) ・20歳以上60歳未満の日本に居住する国民は原則強制加入 ・資格期間が25年以上ある人が65歳時に老齢基礎年金が支給 ○厚生年金(保険料は収入の一定割合) ・現役時代の収入に比例した年金を支給する ・老齢基礎年金に加えて老齢厚生年金が支給 このほか、個人や企業の選択で企業年金や国民年金基金に加入することができる。また、障害者になった場合には障害年金が、死亡した場合には遺族年金が支給される。	－	－	○	「公的年金制度に関する世論調査」(平成15年・内閣府)	○	平成16年年金制度改革は、女性と年金をめぐる問題を含め、多様な生き方・働き方に対応するための改正事項が盛り込まれた。 ○次世代育成支援の拡充 ・育児休業中の保険料免除制度を拡充及び 勤務時間の短縮などの措置を受け就業を継続する者に、育児を始める前の賃金で給付算定する措置を創設 ○遺族年金の見直し ・高齢期(65歳以上)の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給の見直し ・若齢期の妻の遺族厚生年金の見直し ○離婚時の厚生年金の分割 ○第3号被保険者期間についての厚生年金の分割 また、「働き方が正社員に近いパート労働者に適用を拡大する」との考え方の下、パート労働者に対する社会保険の適用拡大を図るべく、被用者年金一元化法案を国会に提出中。	×		○	育児休業に係る厚生年金保険料免除者数 女子:55,923人(平成12年)→93,167人(平成17年) 男子:76人(平成12年)→254人(平成17年) 離婚分割の請求件数(平成19年4月～7月 社会保険庁) 女子・・1826件 男子・・609件	○	×	
1	漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち福祉対策事業	農林水産省	全国共済水産業協同組合連合会	全国共済水産業協同組合連合会が行う漁業者老齢福祉共済事業(漁業者年金)にかかる事務費に対し助成している。	224,301千円	224,301千円	×		×		○	事業実施主体である全国共済水産業協同組合連合会が一部の事務を漁業協同組合に委任して事業を行っている。また、年金加入促進等を漁業協同組合、漁業協同組合連合会と協力し行っている。	○	【実績】 平成18年度末漁業者年金加入者累計数 88,653人(男54,264人、女34,389人)	○	×	
1	農業者年金制度	農林水産省	独立行政法人農業者年金基金	農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的として実施している。	157,214,706千円	129,344,694千円	×		○	農業者年金のメリットの1つである政策支援(保険料の国庫補助)は、認定農業者等で青色申告者(夫)と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者等も受けられるようになっている。また、農村女性対象のパンフレットを作成する等、周知を図っている。	○	毎年、年度初めに全国の農業者年金の担当者(都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会の担当者)を集め、会議を開催し、加入推進等の業務の重点事項を説明するなど、全国統一的な働きかけを行うことにより業務受託機関と一体的な取組を行っている。	○	【実績】 平成18年度農業者年金加入者累計数 83,972(男性77,122人、女性6,850人) (近年、新規加入者で女性が増える傾向)	○	×	
2:高齢者の就業促進・能力発揮																	
2	国民に対する啓発	内閣府(共生社会)	内閣府(共生社会)	高齢者の社会参加や世代間交流の必要性について啓発を図り、高齢社会に関する国民の認識を深めるため、以下の事業を実施している。 ・エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の紹介 ・心豊かな長寿社会を考える国民の集い ・高齢社会研究セミナー 等	23,188千円	20,241千円	×	－	○	平成19年度の取組として、エイジレス・ライフ実践者の選考を行う選考委員会(外部の有識者で構成)において女性選考委員の数を増やすなど、女性の視点も重視して選考が行える体制を整えた。 さらなる女性推薦者向上のため、来年度は、推薦要領に「積極的に女性の発掘に努めること」と明記するとともに、推薦依頼先の高齢者関連団体に女性団体を1団体追加することとする。	○	各自治体(都道府県、市町村)及び関係団体と連携し「対象者の募集」、「広報啓発」、「実施」等に取り組んでいる。 毎年1回程度、全国の中核市以上の高齢社会対策担当者を参集し、全国会議を実施、関係省庁とも連携し、国の施策内容等を伝達するとともに、自治体の職員や民間団体から、自治体の参考となるよう、活動内容を紹介してもらっている。 エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の紹介事業においては、推薦段階から、高齢者関連団体に広く推薦依頼を行い、直接国に推薦してもらうなどの工夫を行っている。	○	エイジレス・ライフ実践者 平成19年度 推薦件数 97 男性73 女性24 決定件数 47 男性34 女性13	○	×	
2	団塊世代等社会参加促進のための調査研究	文部科学省	文部科学省	高齢者や団塊世代が、これまで職業や学習を通じて培った経験を活かして、学校や地域社会で活躍(再チャレンジ)できるような仕組み(「教育サポーター」制度)の創設に向けて、全国的な実態調査及び検討を行い、標準的な教育サポーター制度のあり方について整理し、平成20年度は、国が示す標準的なモデルを踏まえ、地域において試行的に導入し、より実効性の高いモデルを構築する。また、団塊世代等が、生きがいを持って社会参加できるよう、広報啓発を行う。	35327千円	40327千円	○	実態・事例調査の調査項目(人材バンクの登録者数)に、男女別のデータを把握できるようにしている。	－	今後、教育サポーター制度の在り方等について検討する検討委員会を設置し、その中で、男女それぞれのニーズや実際の状況について、実態調査等の結果、登録している男女の割合に大きな差があれば、当該委員会で議論することも考えられる。	－	・事業化にあたっての連携機関・・・施策の具体化のため、地方公共団体、学校や社会教育施設、福祉団体等と連携を図ることが考えられる。今後、調査結果もふまえながら、検討委員会で連携機関について検討予定。 ・他施策との連携・・・制度の在り方について検討を行っている段階であり、必要に応じて連携を図っていく。	－	文部科学省政策評価実施計画に基づき、平成20年度概要要求に当たって、平成20年度事業評価(事前評価)を実施した。	－	－	
2	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	厚生労働省	市町村	地域社会において、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、地域における様々な社会資源を活用し、スポーツ交流や奉仕活動など各種活動を行う市町村に対し、地域支援事業交付金の任意事業として支援を行う。	地域支援事業交付金 57,347,684千円の内数	地域支援事業交付金 74,128,708千円の内数	×		×		×		○	平成18年度 278市町村で実施。	×	○	
2	全国老人クラブ連合会助成事業	厚生労働省	市町村	高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、全国老人クラブ連合会が行う①老人クラブに対する援助指導②老人クラブに関する調査研究③老人クラブ指導者の養成訓練に必要な経費を助成するものである。	介護サービス適正実施指導事業費 745,684千円の内数	介護サービス適正実施指導事業費 472,966千円の内数	×		×		×		○	全国で老人クラブリーダーの養成等を実施し60,770人が参加した。	×	○	

施策の種類	施策名	所管府省名	実施主体等	施策の概要と実施状況			男女別のニーズ把握		男女別の観点を施策に反映		関連主体・施策との連携		施策の評価と見直しについて			
				施策の概要	平成19年度予算額	平成20年度予算内示額	把握している	ニーズ把握の方法等	男女別の観点を反映した取組を行っている	具体的な取組内容	関連主体・施策との連携をしているか	具体的な連携内容	実績等を把握している	把握内容 (指標、実績、参考データ等)	男女別に実績等を把握している	数値目標で達成度を評価している
2	高齢者雇用確保措置の導入促進	厚生労働省	公共職業安定所	平成18年度より、高齢者雇用安定法に基づく65歳までの段階的な定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高齢者雇用確保措置を講ずることを事業主に対して義務化。 公共職業安定所による高齢者雇用確保措置を講じていない企業に対する個別指導等の実施。 高齢者雇用確保措置の導入等に係る相談・援助を行うアドバイザーの派遣、好事例の蓄積・周知等による高齢者雇用確保措置の導入等を図る。	32,085千円 高齢者雇用アドバイザーについては、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の行う措置	26,101千円 (65歳継続雇用等推進費) 高齢者雇用アドバイザーについては、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の行う措置	×		×		○	・独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構と連携。(広報啓発時の連携や、高齢者雇用アドバイザーの活用)	○	平成19年6月1日現在、51人以上規模企業のうち92.7%の企業が高齢者雇用確保措置を実施済	×	×
2	高齢期雇用就業支援コーナーにおける相談・援助	厚生労働省	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	高齢者等を雇用する事業主・離職予定高齢者等に対して、高齢期の雇用就業に関する相談・援助を実施する。	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の委託業務として措置	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の委託業務として措置	×		×		○	広報啓発時や実施時に、各都道府県の雇用開発協会等及び公共職業安定所と連携。	○	平成18年度 在職者を中心とした中高年齢者に対する個別相談等 56,609件 セミナー・講習会の開催 4,196回	×	○
2	シルバー人材センター事業の推進	厚生労働省	社団法人全国シルバー人材センター事業協会	定年退職後等に、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供し、もって高齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する。	13,967,168千円	13,826,917千円	×		×		○	施策の立案時から実施まで、地方公共団体、シルバー人材センター連合会と連携。 事業の実施に当たっては、事業関係者である労働局、都道府県、シルバー人材センター連合の連携を図るため、各都道府県にシルバー人材センター事業推進会議を設置し、地方公共団体と連携して事業の推進を図っている。 シルバー人材センター事業の一環として実施されている小学校や放課後児童クラブからの児童の迎え、預かり等について、ファミリーサポートセンターなどと連携し、児童の安全確保等積極的に取り組んでいる。	○	加入会員数 (男:509,697人、女:255,771人) (平成17年度末まで把握)	○	×
2	シニア能力活用促進事業	農林水産省	民間団体	高齢者が自らの経験や技術を活かして行う、担い手への支援や集落営農への参画等の活動を促進するため、高齢者向けセミナーの開催、高齢者を活用した地域の問題解決の実証調査、高齢者による活動の優良事例の収集・提供及び普及啓発等を実施している。	7,168千円	5,534千円	×		×		○	民間団体に事業実施に必要な費用を助成。民間団体は、高齢者活用の実証調査や事例の収集・提供等を行う際、適宜自治体や農協等と連携している。	○	【参考データ】 農山漁村高齢者活動グループ数 平成18年 6,066 担い手等支援活動を行った高齢者活動グループ数 平成18年 264	×	×
2	担い手アクションサポート事業のうち新たな人材の育成・確保活動 (高齢者による担い手育成・確保支援)	農林水産省	担い手育成総合支援協議会(行政、農協、農業委員会等地域内の関係機関が連携)	高齢者による担い手への支援や集落営農への参画等の活動を促進するため、シンポジウムの開催等の普及啓発活動や、地場農産物の加工技術や体験交流活動等に係る研修等を実施している。	3,500,000千円の内数	2,250,000千円の内数	×		×		○	国は、担い手育成総合支援協議会に事業実施に必要な費用を助成。担い手育成総合支援協議会は、シンポジウム等の普及啓発活動、加工技術等研修を行う際、適宜関係機関(行政、農協、普及センター等)と連携している。	○	【参考データ】 農山漁村高齢者活動グループ数 平成18年 6,066 担い手等支援活動を行った高齢者活動グループ数 平成18年 264	×	×
2	企業等OB人材マッチング事業	経済産業省	日本商工会議所	中小企業は、経営革新や新事業展開に取り組もうとしても、それらの経験やノウハウに富んだ人材が身近にいない場合が多い。このような中小企業にとっては、大企業や研究機関などを退職したOBが有する優れた経営管理、財務管理、技術開発等のノウハウが有用な場合が多いと考えられる。 このため、こうした企業等OB(OB人材)と、これらの者を外部人材(アドバイザー)として活用することを欲する中小企業とのマッチングを推進する事業を「企業等OB人材マッチング事業」として、平成15年度より実施してきている。具体的には、日本商工会議所に事業を委託し、各都道府県に相談窓口を設置して、中小企業に対してニーズに沿ったOB人材の紹介・マッチングを実施している。	518百万円	2,120百万円(新規役チャレンジプランとして)	×	・ニーズの施策への反映は適宜実施。 ・改善点等尋ねるアンケートを、企業・OB双方に実施している ・男女別の分析はない。	×		○	各都道府県の商工会議所が持つ、中小企業とのネットワークを活用すべく、それぞれに地域協議会を設置、マッチング事業を実施する。国からの直接的な委託先は日本商工会議所としており、各商工会議所との調整等を実施。	○	・47都道府県に設置 ・平成18年度登録者 7,400名(男性98.9% 女性0.9%)	○	○
3:高齢期における生活自立への支援																
3	消費者問題出前講座	内閣府国民生活局	内閣府国民生活局	消費者トラブルの防止には、消費者自身が消費者問題の知識・理解を深めることが重要であることから、本事業では消費者問題の専門家を全国各地の公民館等の施設や集会所等へ派遣し、各種の消費者問題等をわかりやすく説明することを通じて、高齢者を中心とする消費者自身が悪質商法など様々な消費者問題の現状を理解し、併せて、それら問題に対処する方法を身につけてもらうことにより、悪質商法等による消費者被害を可能な限り防止することを目的とする。	71,608千円	平成20年度から(独)国民生活センターに本事業を移管するため、要求額は0円。	○	全国の消費生活センターに寄せられた消費生活相談情報の分析を、男女別・年齢別に行っている。	×		○	・都道府県・政令指定都市に周知を依頼。 ・内閣府で開催している「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」の構成員を中心とした関係団体に対し、文書による周知を依頼。 ・「多重債務問題改善プログラム」と連携し、金融庁が作成した啓発用のリーフレットを全講座で配布し、多重債務発生予防の話を講座内容に盛り込む。	○	平成18年度 開催数 2,086回 参加者数 男性17,539人 女性39,676人	○	×
3	メールマガジン「見守り新鮮情報」の発行	内閣府国民生活局	内閣府国民生活局	消費生活相談の現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質商法についての情報を日頃から高齢者・障害者に接している周りの人々へ迅速に届け、その普段の活動の中で高齢者・障害者への注意喚起や高齢者・障害者の様子を見守る際の手がかり等として利用してもらう。また、高齢者・障害者本人やその家族へもこうした情報を迅速に届け、注意喚起を行う。	13,229千円	平成20年度から(独)国民生活センターに本事業を移管するため、要求額は0円。	○	全国の消費生活センターに寄せられた消費生活相談情報の分析を、男女別に行っている。	×		○	・都道府県・市区町村に対して、消費生活相談の現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質商法に関する情報の提供を依頼。 ・社会福祉法人全国社会福祉協議会に対して、民生委員や訪問介護事業者が普段の見守りの中でキャッチした悪質商法に関する情報の提供を依頼。	○	平成18年度 発行数 15回 登録件数 パソコン 12,042件 携帯電話 2,163件	○	○
3	高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク協議会の開催について	内閣府国民生活局	内閣府国民生活局	高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため、「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」(以下、「連絡協議会」という。)を開催し、高齢者及び障害者の消費者トラブルに関して情報を共有するとともに、高齢者及び障害者の周りのの方々に対して悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組みを構築する。	なし	なし	—		—		○	各種の高齢福祉関係団体、障害者関係団体、消費生活関係団体、また経済産業省、厚生労働省、国土交通省、内閣府を構成員とし、協議会開催を通じて関係団体の連携を図る。	—	—	—	—

施策の 種類	施策名	所管府省 名	実施主体等	施策の概要と実施状況			男女別のニーズ把握		男女別の観点を施策に反映		関連主体・施策との連携		施策の評価と見直しについて			
				施策の概要	平成19年度 予算額	平成20年度 予算内示額	把握している	ニーズ把握の方法等	男女別の観点を 反映した取組を行って いる	具体的な取組内容	関連主体・施策 との連携をしているか	具体的な連携内容	実績等を把握 している	把握内容 (指標、実績、参考データ等)	男女別に 実績等を把握して いる	数値目標で 達成度を評価している
3	高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金	総務省	独立行政法人情報通信研究機構	高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発等を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対し、必要な資金の1/2相当額が3千万円のいずれか低い額を助成し研究開発を支援。	独立行政法人情報通信研究機構交付金の内数	独立行政法人情報通信研究機構交付金の内数	×		×		○	独立行政法人情報通信研究機構を通じ、高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発等を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対し開発に必要な経費の助成を実施。	○	毎年度の助成対象の決定の際には、評価委員会を開催し第三者による評価を実施。また、助成金の交付を受けた事業者は、助成事業終了年度の翌年度から5年間、企業化報告書を情報通信研究機構に対して提出することとされている。 ●過去5年間の実績 応募数 助成件数 平成15年度 40件 9件 平成16年度 23件 12件 平成17年度 25件 9件 平成18年度 16件 11件 平成19年度 18件 10件	×	○
3	高齢者・障害者のICT利活用の評価及び普及に関する調査研究	総務省	総務省	ICTの利活用を通じた高齢者や障害者の社会参加を促進するため、高齢者・障害者のICT利活用の評価・普及により、情報バリアフリー支援を総合的に推進する。	24500千円	—	—	高齢者のPC利用に関するアンケート調査結果について、男女別のデータを把握することは可能。	×		—		○	今後、調査結果を踏まえながら、地方公共団体・支援団体、民間企業等と連携した支援策の推進を図っていく。	○	×
3	成年後見制度	法務省	法務省 厚生労働省 ※申し立て人は、本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など。身寄りがいない場合は市町村長にも法定後見開始審判の申立権あり。	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人々を保護し、支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つがある。 法定後見制度：家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりする。本人の判断能力の程度に応じて補助、保佐、後見の3類型がある。 任意後見制度：自分の判断能力が低下する前に、本人が選ぶ後見人（任意代理人）に、将来の財産管理等について依頼するため、公正証書で任意後見契約をすることができる。	—	—	○	申立件数の本人の内訳を男女別に把握し、65歳以上総人口に占める男女の割合と対比させて分析	×	—	○	・介護保険法に基づく地域支援事業の一環として、市町村における成年後見制度利用の促進を図る。 ・日本弁護士連合会・最高裁判所・厚生労働省及び法務省が年に数回非公式の会合を持ち、成年後見制度の利用促進に向けた意見交換を行っている。	○	平成18年度成年後見関係事件の申立件数：合計32629件（対前年比約55％増）	○	×
3	認知症高齢者支援対策の推進	厚生労働省	都道府県・市町村	早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援を通じ、地域における総合的かつ継続的な支援を確立するため、下記の事業を実施。 ◇ 認知症対策等総合支援事業 ・認知症介護実践者等養成事業 ・認知症地域医療支援事業 ・認知症地域支援体制構築等推進事業 ・高齢者権利擁護等推進事業 ・認知症理解・早期サービス普及促進事業 ・認知症介護研究・研修センター運営事業 ◇ 地域支援事業交付金 ・ 権利擁護業務 ・ 成年後見制度利用支援事業	・認知症対策等総合支援事業 2,008,173千円 ・地域支援事業交付金 57,347,684千円の内数	・認知症対策等総合支援事業 1,605,598千円 ・地域支援事業交付金 74,128,708千円の内数	×		×	○	・実施要綱に基づき、都道府県等からの協議を審査し、事業ごとの補助率で補助を行っている。	○	・認知症対策等総合支援事業における各種事業の実施都道府県・指定都市数 平成18年 62自治体	×	○	
3	福祉用具の開発・普及	厚生労働省	市町村	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、福祉用具に関する相談・情報提供の実施、福祉用具に関する助言を行う。 ○ 地域支援事業の任意事業として実施	・地域支援事業交付金 57,347,684千円の内数	・地域支援事業交付金 74,128,708千円の内数	×	—	×	—	○	・市町村、都道府県と広報啓発、対象者の募集等について連携を図っている。	×	—	×	×
3	高齢者専用賃貸住宅制度	国土交通省	民間事業者	高齢者単身・夫婦世帯など専ら高齢者世帯に賃貸する「高齢者専用賃貸住宅」について、事業者が都道府県知事等に登録し、より詳細で正確な情報を高齢者等に提供できるようにしたものの。	—	—	×		×		○	高齢者専用賃貸住宅では一定の要件を満たすことにより、有料老人ホームの定義から除外される。また、介護保険法上の特定施設入居者生活介護の対象施設となりうる等、厚生労働省との連携を図っている。	○	平成19年12月末の高齢者専用賃貸住宅の登録実績 ・16, 150戸	×	×
3	シルバーハウジングプロジェクト	国土交通省	地方公共団体・都市再生機構	住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスとの提供を併せて行う高齢者向けの住宅。	—	—	×		×		○	生活援助員（ライフサポートアドバイザー）関連の助成については厚生労働省で実施。	○	平成19年3月末のシルバーハウジングプロジェクトの実績 ・821団地 21, 994戸	×	×
4:介護予防・健康づくり支援																
4	総合型地域スポーツクラブの育成・支援	文部科学省	文部科学省	子どもから高齢者まで誰もが、いつでも、多様なスポーツに身近に親しむことができる総合型地域スポーツクラブの全国展開を一層推進し、生涯スポーツ社会実現のための環境を整備する。また、全国に2千箇所以上育成されている総合型クラブを核として、子どものスポーツ活動の充実や女性・障害者・働き盛り・高齢者等のスポーツへの参加機会の確保等、地域が有する課題を解決するためのモデル事業を実施し、その成果を全国に普及する。 ・2555箇所（平成19年7月現在、育成中を含む）	803140千円	834694千円	○	内閣府が実施している「体力・スポーツに関する世論調査」によれば、成人の週1回以上運動・スポーツ実施率は、平成18年8月現在、44. 4％（男性：43. 4％、女性：45. 3％）となっている。総合型クラブは、それぞれの地域の特性に応じて、地域住民が自主的・主体的に運営するものではあるが、地域によっては子どもや女性、障害者、高齢者等の参加が促進されていないという実態があることから、そのような課題を解決するためのモデル事業を19年度より実施している。	○	19年度より「総合型クラブを核とした活力ある地域づくり推進事業」として、子どもや女性のスポーツへの参加機会の確保等地域が有する様々な課題を、総合型クラブが中心となって解決するためのモデル事業を実施している。19年度においては「子どものスポーツ活動の充実」「女性のスポーツへの参加機会の確保」「障害者のスポーツへの参加機会の確保」の計3つの課題を対象としている。	○	(1)各都道府県教育委員会、広域スポーツセンター他関係団体等 各都道府県教育委員会をはじめ、都道府県単位で設置されている広域スポーツセンターの他、関係団体等と連携を図っている。 (2)老人クラブ等 各地域の実態に応じて、スポーツ少年団や老人クラブが中心となり、総合型クラブを運営している地域もある。	○	2555箇所（平成19年7月現在、育成中を含む）	—	○
4	地域スポーツ指導者育成推進事業	文部科学省	文部科学省	スポーツを気軽に楽しみたい人や、健康増進を目的として運動、スポーツを行いたい人に対応できる指導者が少ないなどの課題に対応するため、地域の実態や住民のニーズに応じた指導ができる人材を育成することを目的とし、地域で活動するスポーツ指導者等の資質を高める研修プログラムを開発し、その普及を図る。	—	62039千円	○	内閣府が実施している「体力・スポーツに関する世論調査」によれば、スポーツ指導者に望むこととして、男女とも「スポーツの楽しみ方やスポーツへの興味・関心がわくような指導ができること」「健康・体力づくりのための運動やスポーツの指導が出来ること」が一位二位となっている。	—	平成20年度新規要求のため、事業の実施にあたって今後検討。	—	平成20年度新規要求のため、事業の実施にあたって今後検討。	—	文部科学省政策評価実施計画に基づき、平成20年度概算要求に当たって、平成20年度事業評価（事前評価）を実施した。	—	—

施策の 種類	施策名	所管府省 名	実施主体等	施策の概要と実施状況			男女別のニーズ把握		男女別の観点を施策に反映		関連主体・施策との連携		施策の評価と見直しについて			
				施策の概要	平成19年度 予算額	平成20年度 予算内示額	把握している	ニーズ把握の方法等	男女別の観点を 反映した取組を行っ ている	具体的な取組内容	関連主 体・施策 との連携 をしている か	具体的な連携内容	実績等 を把握 してい る	把握内容 (指標、実績、参考データ等)	男女別に 実績等を 把握してい る	数値目標で 達成度を評 価している
4	介護保険制度(うち 新予防給付部分につ いて)	厚生労働 省	市町村	新予防給付は市町村を責任主体とした一貫性・連続性のある介護予防ケアマネジメント体制の確立により、「予防重視型」のシステムへの転換を目指し、平成18年4月から実施されている。 要介護認定により「要支援」と認定された者を対象とし、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、福祉用具購入、住宅改修、指定予防介護支援が保険給付の対象となっている。	－	－	×	男女の別のみでニーズを把握するのではなく、利用者一人一人のニーズを把握し、利用者に必要なサービスを提供することを目指している。	×	－	×	－	×	－	×	－
4	地域支援事業	厚生労働 省	市町村	被保険者が要介護状態・要支援状態になることを予防するとともに、地域の中で自立した日常生活を送れるよう支援するため、下記のような事業を実施。 ・介護予防事業 ・包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務) ・任意事業(介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業等) ○ 実施の仕組み 第一号保険料や公費等をもとに、市町村は介護保険事業計画に事業の内容や事業費を定めた上で行う。 ※地域支援事業の事業費の上限を超える場合は、市町村は一般財源による事業又は保健福祉事業として実施することができる。	57,347,684千円	74,128,708千円	×		×		○	意見交換会等の全国会議を開催し、事業実施主体による情報交換や情報提供を行っている。 地域支援事業の中の高齢者のうつ予防対策については、精神保健福祉部門と連携をとって事業を実施するよう、実施要綱に明記しており、精神保健福祉課発出の関連事務連絡を都道府県介護予防担当部局に周知した。	○	・介護給付適正化事業を実施する保険者の割合 平成16年度 76% 平成17年度 79% 平成18年度 99% ・介護予防に関する講演会、相談会等への参加者数 平成18年度 集計中(18年度からの実施) ・改善した特定高齢者の割合 平成18年度 集計中(18年度からの実施)	×	－
4	介護予防市町村支援事業	厚生労働 省	都道府県	適切な介護予防事業及び介護予防サービスを提供する体制を構築するため、市町村が行う介護予防に関する事業について、効果的な実施が図られるよう都道府県が広域的な観点から、介護予防に関する普及啓発、市区町村の担当者等の資質の向上、介護予防関連事業の事業評価など様々な支援を行う。	281,954千円	183,065千円	×	－	×	－	○	・意見交換会等の全国会議を開催し、事業実施主体による情報交換や情報提供を行っている。	×	－	－	－
4	国立長寿医療センター	厚生労働 省	国立長寿医療 センター	豊かで活力ある長寿社会に向けた総合的戦略(メディカルフロンティア戦略)に基づき、疾病等により支援が必要な高齢者を減らし自立している高齢者の割合を高めることを目標に、(1)老化機構の解明及び高齢者に特有の疾病の原因解明、(2)高齢者の心身の特徴を考慮した予防・診断・治療法の確立と普及、(3)高齢者の社会的・心理的諸問題の研究成果を取り入れた全人的・包括的医療に関する診療体制等の充実強化を図るため、これらの先導的役割を担う施設として、16年3月に設置	7,680,993千円	7,580,328千円	×		○	病院としては男女別に認知症や骨粗鬆症等の高齢者に発生しやすい疾患に対して、適切な診療を実施している。研究所としても男女別に基づいた研究を実施している。	○	都道府県や近隣病院等と連携し、診療や研究を実施している。	○	長寿医療マニュアルを作成し、ホームページ上で公開。	○	×
4	メタボリックシンド ローム予防戦略事 業	厚生労働 省	都道府県・保 健所を設置する 政令市・特別 区	若年期からの肥満予防対策として、運動の推進と食生活のリズムを整えることに重点をおき、実態把握や講習会等を行うとともに、20～30歳代をターゲットにした肥満予防対策として、運動施設等を活用し「食事バランスガイド」及び「エクササイズガイド」の両方を取り入れた肥満予防のための具体的な体験機会の提供、飲食店におけるバランスの取れた朝食メニューの提供等、民間産業等とも連携した取り組みを実施する。	182,440千円	100,899千円	○	メタボリックシンドロームの該当者数・予備群者数 ・ 男性 H17 1,350万人 ・ 女性 H17 550万人 (平成17年 国民健康・栄養調査)	○	講演会等の場において、男女のライフスタイル等の違いを考慮して策定した「食事バランスガイド」や「エクササイズガイド」を活用し、生活習慣改善のための情報提供を行なっている。	○	都道府県や市町村、民間企業やボランティア団体等と連携している。 国は関係機関に対し「食事バランスガイド」や「エクササイズガイド」等、最新の知見に基づき作成した効果的なツールの提供を行なっている。 国の策定する「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」に健康づくり関連の目標を定める等、総合的な施策の推進が図られている。	○	メタボリックシンドロームの該当者数・予備群者数 ・ 男性 H18 集計中 ・ 女性 H18 集計中 (平成18年 国民健康・栄養調査)	○	○
4	骨粗しょう症の予防	厚生労働 省	都道府県・市 町村	骨粗しょう症の予防、早期発見、早期治療を図ることを目的に、40歳以上の女性を対象に骨粗しょう症検診を実施する。(市町村への間接補助及び政令指定都市への直接補助) 骨粗しょう症検診の受診率を高め、介護を要する状態に陥ることを予防することを目的に、各都道府県において、骨粗しょう症について、特に若年層への教育、普及のための啓発事業を地域の実情に即して実施する。	女性のがん 検診及び骨 粗しょう症 発普及等事 業 122,694千円	検診補助金 38,885千円 普及啓発費 15,465千円	×	－	×	－	○	・実施主体である都道府県及び市町村が普及啓発、検診等を実施する際は、関係機関等と十分に調整を図ることとしている実施要領等に基づき実施している。	×	－	－	－
4	特定健診・特定保 健指導	厚生労働 省	医療保険者	平成20年度から医療保険者に40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする糖尿病等に着目した健康診査及び保健指導(特定健康診査・特定保健指導)が義務づけられることから、これらの円滑な実施を図る。	－	52,700,000千円	－	－			○	医療保険者による特定健康診査・特定保険指導については、住民に対する健康増進に関する普及啓発や食習慣等に関する特徴の分析及び提供等の一般的な健康増進対策(ポピュレーションアプローチ)を行う都道府県、市町村と連携を図りながら、生活習慣病予防の成果が効果的に発揮されるよう、その円滑な実施を図ることとしている。	－	－	－	－
5:介護基盤整備																
5	社会福祉士及び介 護福祉士に係る人 材養成(介護福祉 士等修学資金貸付 事業)	厚生労働 省	都道府県(都 道府県社会福 祉協議会への 委託可)	介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸付け、これらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士及び社会福祉士をより多く養成確保する。 事業費の2分の1に対し、セーフティネット支援対策等事業費にて国庫から補助を実施。	セーフティ ネット支援対 策等事業費 補助金 18,000,000 千円の内数	セーフティ ネット支援対 策等事業費 補助金 19,500,000 千円の内数	○	「介護労働者の就業実態と就業意識調査」「事業所における介護労働実態調査」等により、一部男女の別を含む介護労働者の実績把握や就労ニーズ等の把握を行っている。	×		○	施策の立案時から実施まで、日本社会福祉士養成校協会、日本社会福祉士会、日本介護福祉士養成施設協会、日本介護福祉士会と連携を図っている。	○	社会福祉士登録者数 (平成19年9月現在) 男:32,220人 女:62,996人 介護福祉士登録者数 (平成19年9月現在) 男:132,076人 女:507,278人	○	×
5	介護支援専門員に 係る人材養成	厚生労働 省	都道府県	介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、介護支援専門員に対して各種の研修事業を実施。	介護支援専 門員資質向 上事業 514,651千円	介護支援専 門員資質向 上事業 350,000千円	○	「介護労働者の就業実態と就業意識調査」「事業所における介護労働実態調査」等により、一部男女の別を含む介護労働者の実績把握や就労ニーズ等の把握を行っている。	×		×		○	・介護支援専門員実務研修修了者数 平成17年 34,813人 平成18年 28,391人	×	×
5	訪問介護員に係る 人材養成	厚生労働 省	都道府県	訪問介護サービスに従事しようとする者等に対して、都道府県が介護員を養成する。	予算補助なし	予算補助なし	○	「介護労働者の就業実態と就業意識調査」「事業所における介護労働実態調査」等により、一部男女の別を含む介護労働者の実績把握や就労ニーズ等の把握を行っている。	×		×		×		×	×

施策の 種類	施策名	所管府省 名	実施主体等	施策の概要と実施状況			男女別のニーズ把握		男女別の観点を施策に反映		関連主体・施策との連携		施策の評価と見直しについて			
				施策の概要	平成19年 度予算額	平成20年 度予算内示 額	把握している	ニーズ把握の方法等	男女別の観 点を反映した取 組を行っている	具体的な取組内容	関連主 体・施策 との連携 をしているか	具体的な連携内容	実績等 を把握 してい る	把握内容	男女別に 実績等を 把握して いる	数値目標で 達成度を評 価している
														(指標、実績、参考データ等)		
5	(財)介護労働安定センターにおけるホームヘルパー養成講習の実施	厚生労働省	介護労働安定センター	公共職業安定所長から受講指示を受けた離転職者などを対象として、訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修2級課程等を実施し、早期再就職の促進を図るとともに、介護労働力の確保を図る。	1,090,781千円	954,246千円	○	「介護労働者の就業実態と就業意識調査」「事業所における介護労働実態調査」等により、一部男女の別を含む介護労働者の実績把握や就労ニーズ等の把握を行っている。	×		×		○	H18年度講習受講者数:10,960人 就職率:64.5%(講習終了3ヶ月後)	×	×
5	公共職業安定所における福祉人材確保の実施	厚生労働省	公共職業安定所	公共職業安定所の福祉分野における労働力需給調整機能の強化を図るため、福祉マンパワーの確保の拠点となる公共職業安定所(福祉重点ハローワーク)を各都道府県に1箇所指定し、福祉分野での就業を希望する者に対する情報提供、職業相談、職業紹介を行うとともに、福祉関係の事業主に対する求人条件緩和指導等を実施する。	85,501千円	-	×		×		○	・広報啓発時・対象者の募集時・施策実施時に、市町村、福祉人材センター及び福祉人材バンク等の関係団体と連携 ・福祉人材確保対策担当者連絡協議会を開催 ・福祉関係就職面接会の共催等	○	福祉重点ハローワーク指定数47箇所 福祉関連職業の就職率42.5%	×	×
5	福祉人材確保重点事業	厚生労働省	福祉人材センター(都道府県設置)	社会福祉事業従事者の確保の推進を図るため、以下の事業を実施。 ・福祉人材の無料職業紹介 ・福祉就労希望者に対する説明会、講習会 ・社会福祉事業従事者に対する研修等	セーフティネット支援対策等事業費補助金18,000,000千円の内数	セーフティネット支援対策等事業費補助金19,500,000千円の内数	○	職業紹介実績報告において、男女の別を含む求職者数等の把握を行っている。	×	職業紹介等の実施にあたっては男女の差別なく平等に施策を実施して。	○	就職説明会等、施策の実施時においてはハローワーク等の関係機関と連携	○	有効求人倍率1.34 新規求人数145,875 新規求職者数191,486	○	○
5	介護基盤人材確保助成金	厚生労働省	都道府県労働局	介護関係事業主が、新サービスの提供等に伴い、新サービスの提供等に関わる部署で就労することとなる特定の対象労働者を新たに雇い入れた場合、雇い入れた労働者の賃金の一部を助成する。	3,067百万円	2,616百万円	×		×		×		○	平成18年度支給額8,033百万円 員数10,622人	×	○
5	介護労働者の雇用管理改善施策	厚生労働省	(財)介護労働安定センター	(財)介護労働安定センターを通じて、「介護労働者の雇用管理の改善に関する法律」に基づき、以下の介護労働者の雇用管理の改善に資するための各種施策を実施している。 ・雇用管理改善に係る相談援助事業 ・介護雇用管理助成金の支給他	957百万円	902百万円	○	「介護労働者の就業実態と就業意識調査」「事業所における介護労働実態調査」等により、一部男女の別を含む介護労働者の実績把握や就労ニーズ等の把握を行っている。	×		×		○	平成18年度の実施状況 介護労働インストラクター等による相談援助・情報提供件数:112,817件 雇用管理コンサルタントによる専門的相談援助:598件 介護分野における雇用管理改善推進フォーラムの開催:参加人数1,184人 介護雇用管理助成金の支給:支給額150百万円 員数10,119人他	×	○
5	介護サービス情報の公表制度支援事業	厚生労働省	都道府県・社団法人(シルバーサービス振興会)等	利用者が介護サービスを適切に選択できる環境を構築し、これによってより良い事業者が選択されることを通じて、介護サービス全体の質の向上を図るため、介護サービス事業者等に対して、運営状況等の情報の公表を義務づける。 原則全ての事業者が共通の「基本情報」及び「調査情報」を都道府県知事に報告し、報告された情報を都道府県知事がインターネット等により公表する。なお、「調査情報」については、調査員が事業所を訪問し、内容を確認の上公表する。	1,980,010千円	495,854千円	×		×		○	・自治体および関係団体と施策の立案、広報啓発、実施等について連携を図っている。	○	・訪問介護や介護老人福祉施設など9サービスの81,414事業所の公表	×	○
5	介護休業を取得しやすい環境の整備	厚生労働省	厚生労働省 都道府県労働局 (財)21世紀職業財団	家族介護を要する労働者の仕事と介護の両立支援と雇用の継続をはかるため、以下を実施。 ・都道府県労働局雇用均等室における事業主への介護休業制度等の普及・定着指導及び労働者からの相談への対応 ・労働者の仕事と介護の両立を支援する事業主に対する育児・介護雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金)の支給による支援	1,557(百万円)	1,901(百万円)	○	独立行政法人労働政策研究・研修機構の報告書「仕事と生活の両立」により、男女の別を含む介護休業取得ニーズを把握している。	×		○	広報啓発時には、地方自治体・関係団体に対し、文書での協力依頼をするとともに資料の送付、行政相談会への参加等により連携。	○	H17介護休業取得率 女性:0.08% 男性:0.02% H17介護休業制度の規定あり事業所割合55.6%(事業所規模5人以上)	○	×
5	JA食料・農業・農村サポート機能活性化促進事業(うち農村地域維持・活性化支援事業)	農林水産省	全国及び都道府県の農業協同組合中央会	過疎化や高齢化の進展により、地域活性化が課題となっている農村地域において、農協の女性・青年部組織等を活用した安否確認、配食サービス等のボランティア活動、農協の行う介護保険サービス事業に必要な人材(ヘルパー、介護福祉士等)の育成を支援している。 (農家の農業経営への負担(=家族の介護に時間を割かれる)を取り除くことにより、地域農業の振興を側面的に支援している。)	213,950千円の内数	196,986千円の内数	×		×		○	本事業(人材養成研修等)の活用を希望する者は、農協の職員や助けあい組織のメンバーである。このため、農協等を指導する立場の農協中央会(全国及び都道府県)に助成することにより、管内の統一的指導及び均一的なレベル向上を期待しているところ。 関係主体(農協、助けあい組織)における研修等の受講は、基本的に本人の自由意思によるが、農協の職員については、福祉担当部門への異動に伴う職務命令として受講させる場合もある。	○	【実績】 ホームヘルパー養成数(H6～H17年度末までの累計):約11万5千人 介護福祉士養成数(H14～H17年度末までの累計):560人 【参考データ】 人材育成研修等への参加者数(延べ数) 平成18年度 第一回 男468人/女性331人 第二回 360人(男女計)	×	×
6:その他																
6	高齢社会に関する調査研究	内閣府(共生社会)	内閣府(共生社会)	高齢社会対策大綱において基本的施策の分野とされている「就業・所得」、「健康・福祉」、「学習・社会参加」、「生活環境」等について、高齢者の意識に関する総合的な調査を行う「高齢者対策総合調査」を実施している。また、大綱において基本的施策の分野別の枠を越えて横断的に取り組むと設定された各課題への取り組みを推進するために、「高齢社会対策政策研究」を実施している。	40,583千円	38,389千円	○	基本属性として男女の別のデータを把握している。 調査・研究等において、基本属性として男女の別を把握しており、そこに顕著な違いがみられた場合については、公表時等に配慮している。	—	—	—	○	男女別に調査データを把握。	○	—	

高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査
最終報告に向けた論点の取りまとめ

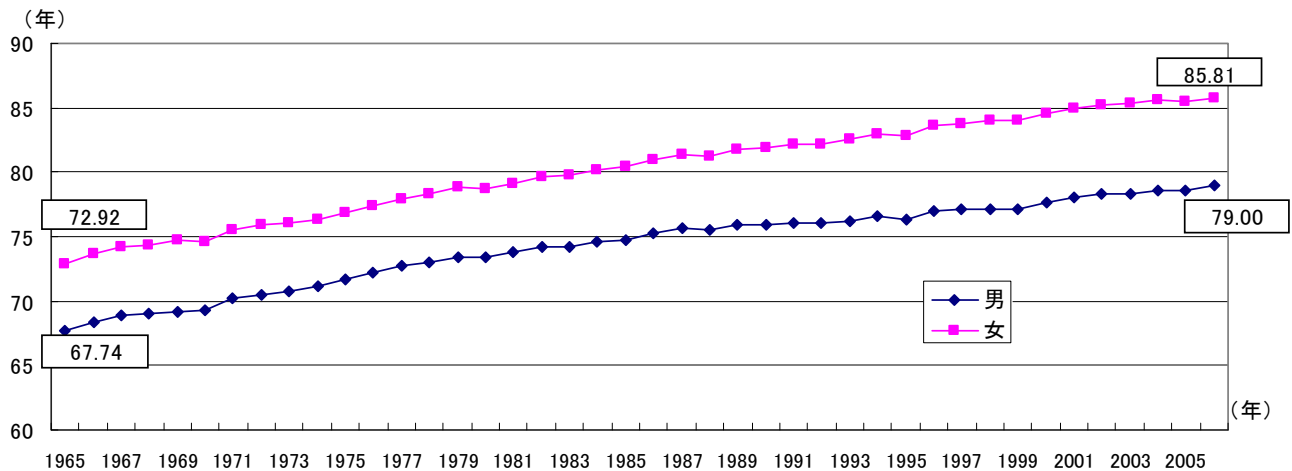
男女別に見た高齢者の自立をめぐる現状

＜参考図表＞

(1) 高齢化の中における男女の状況

- ・ 女性の方が長寿である影響から、高齢者人口に占める女性の割合は高く、年齢が高くなるほど女性割合はさらに高まる。

図表1 平均寿命の推移(男女別)

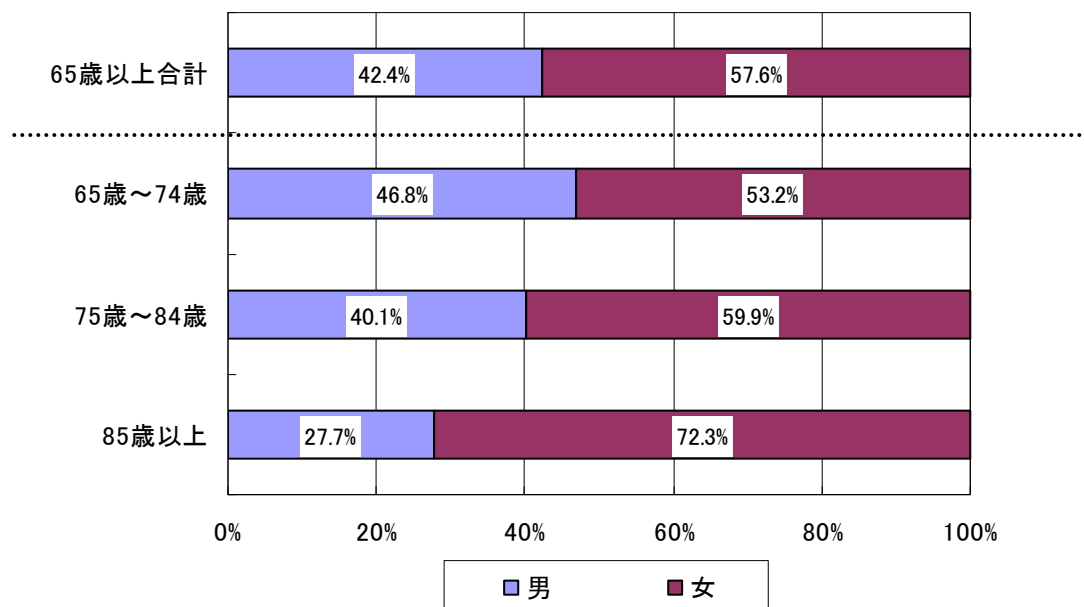


資料:「日本人の平均余命(平成 18 年簡易生命表)」(厚生労働省)

注:1) 1965、70、75、80、85、90、95、2000、05 年は「完全生命表」、その他は「簡易生命表」による。

2) 1971 年以前は、沖縄県を除く値である。

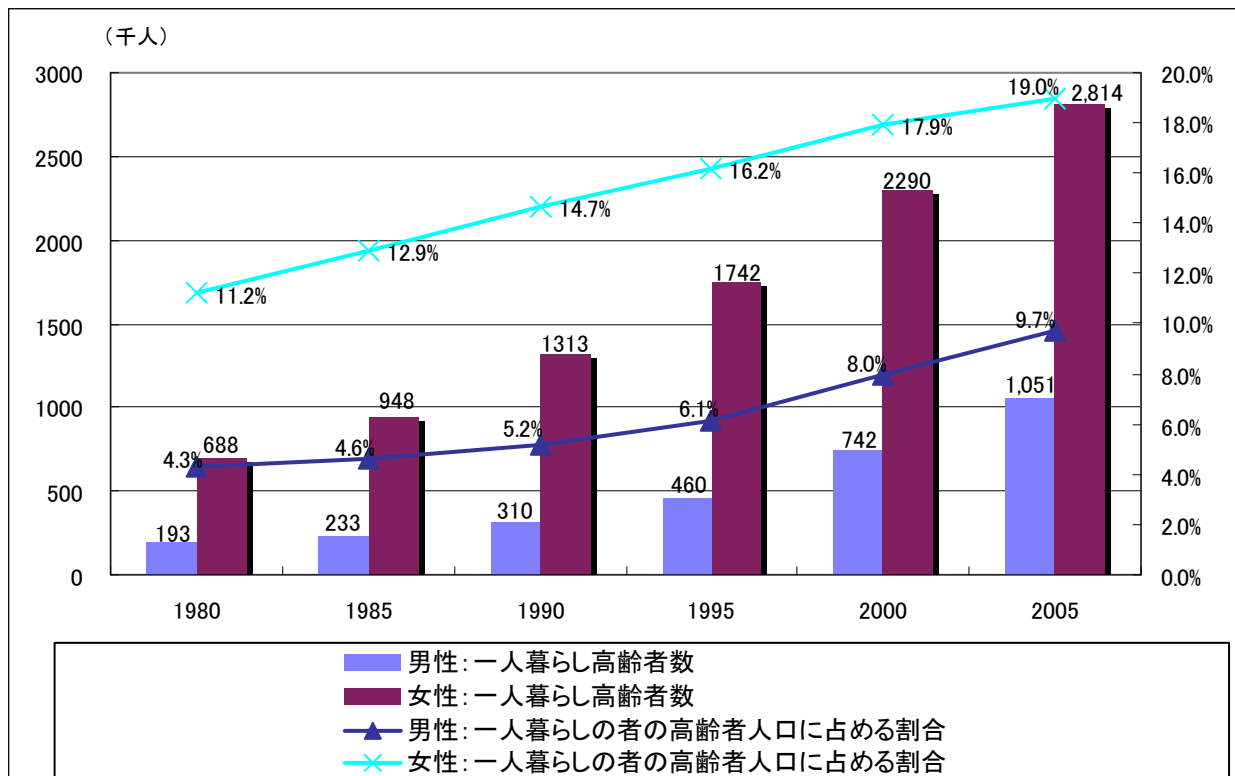
図表2 高齢者人口における男女の状況



資料:「国勢調査」(総務省、平成 17 年)

- ・ 高齢者の一人暮らしが急増。中でも高齢女性の一人暮らしが多く、75 歳以上の高齢女性では約4～5人に1人が一人暮らし。

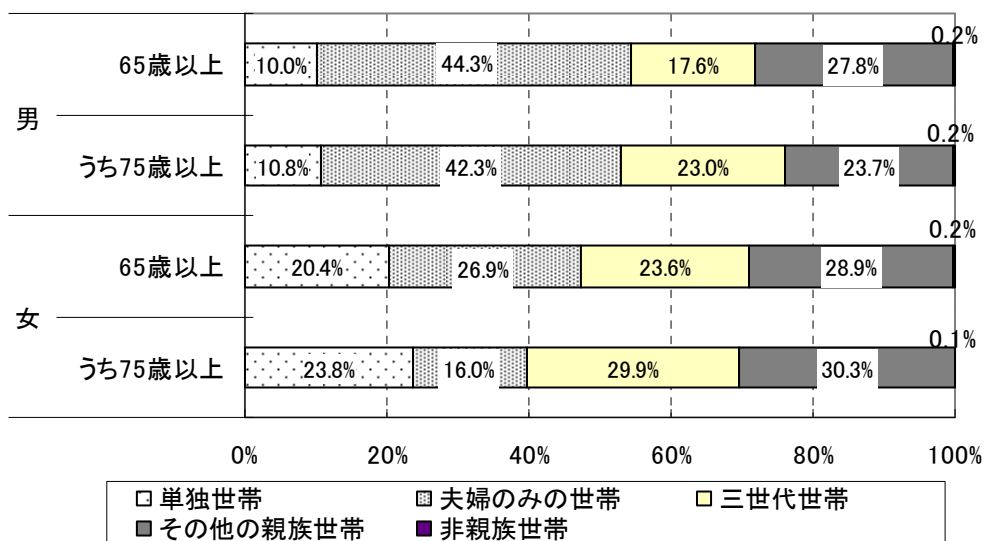
図表3 一人暮らしの高齢者の動向



資料:「国勢調査」(総務省、平成17年)

注:「一人暮らし」とは、「単独世帯」のことを指す。

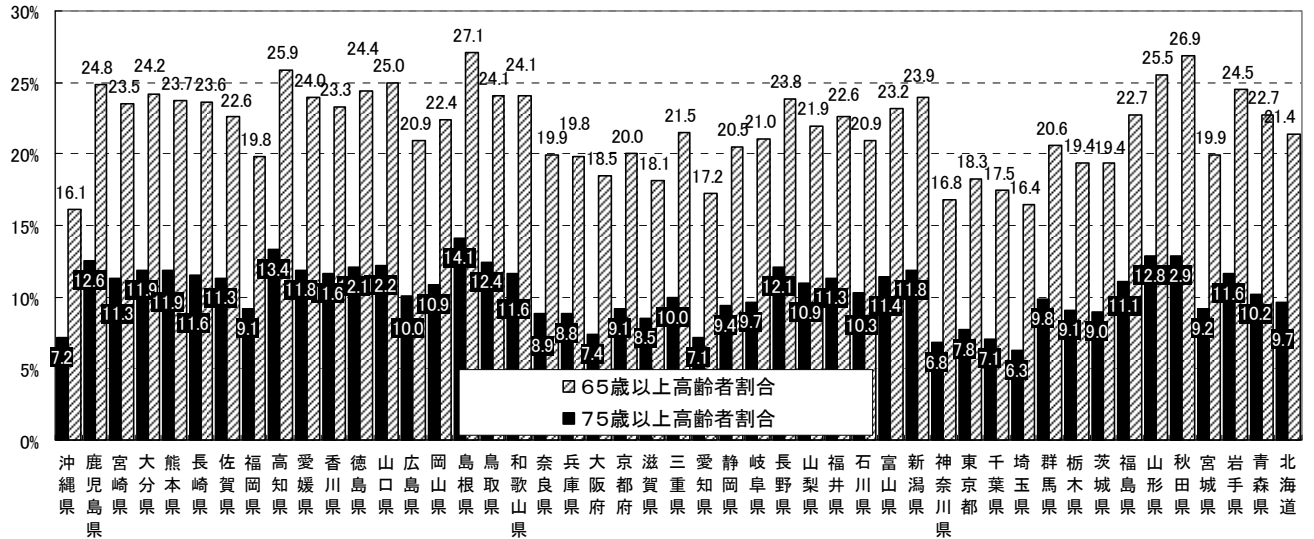
図表4 高齢者の世帯構成(男女別・一般世帯人員数)



資料:「国勢調査」(総務省、平成17年)

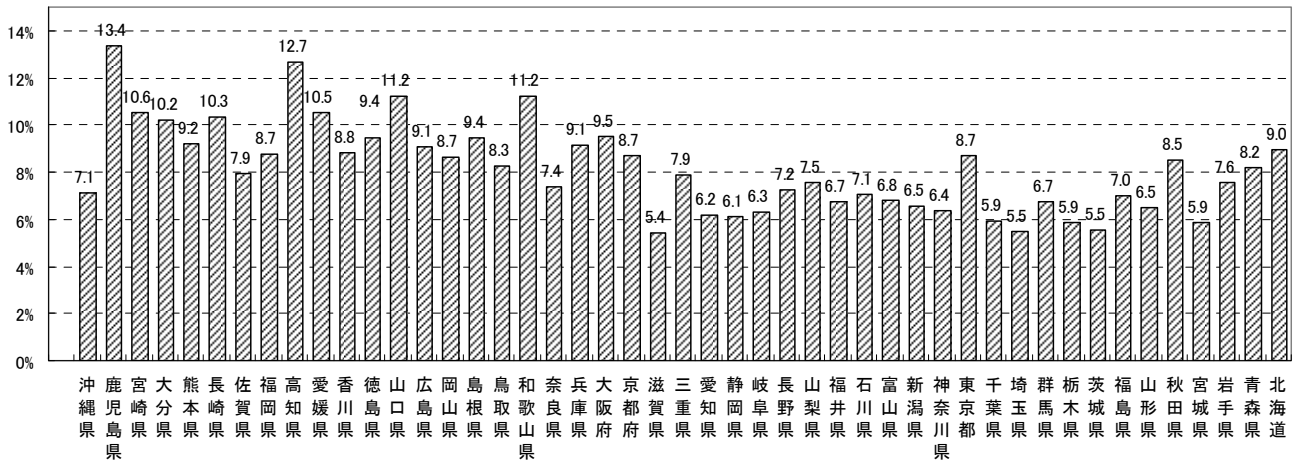
- ・ 高齢化率は地域によって異なり、高齢者単身世帯割合は総じて西日本で高い傾向にある。
- ・ 大都市圏においては、高齢化率は低いものの、高齢者単身世帯割合はやや高い。

図表5 都道府県別高齢化率



資料:「国勢調査」(総務省、平成 17 年)

図表6 都道府県別高齢者単身世帯割合(65歳以上)



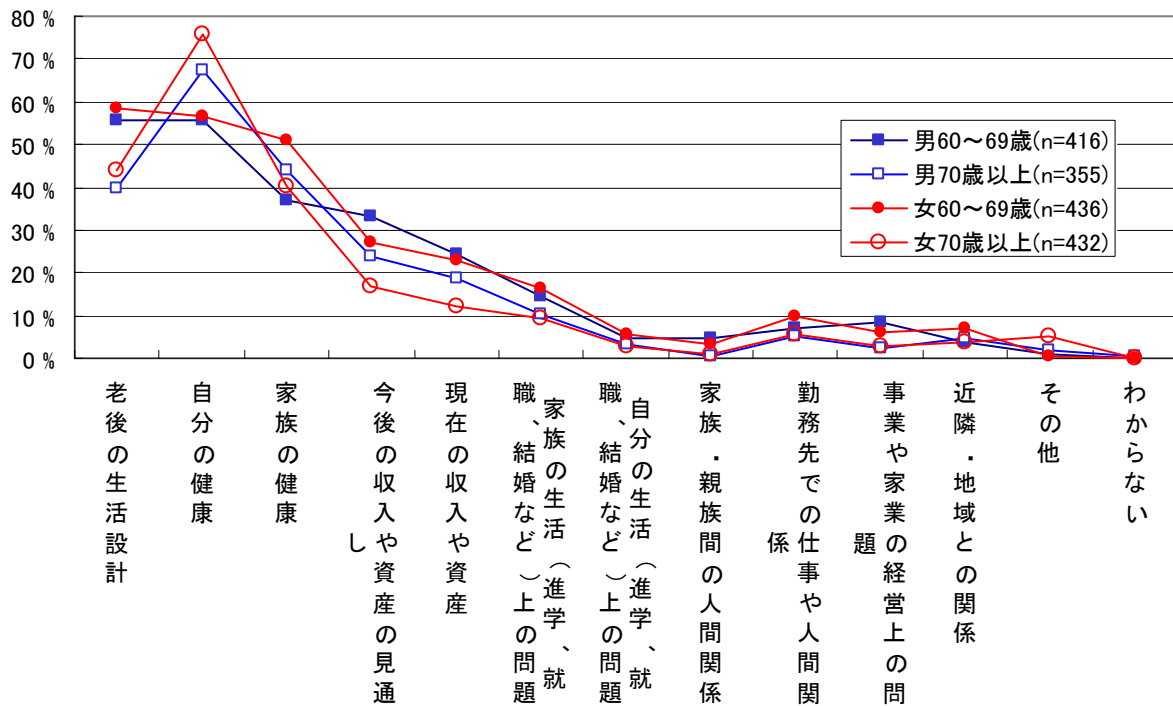
資料:「国勢調査」(総務省、平成 17 年)

(2) 高齢者の自立をめぐる男女の意識と実態

① 高齢期の生活に関する意識

- ・ 高齢者の日常生活における悩みや不安として、「老後の生活設計」、「自分の健康」、「家族の健康」が多く挙げられる。

図表7 高齢者の現在の日常生活における悩みや不安(複数回答・60歳以上・男女別)

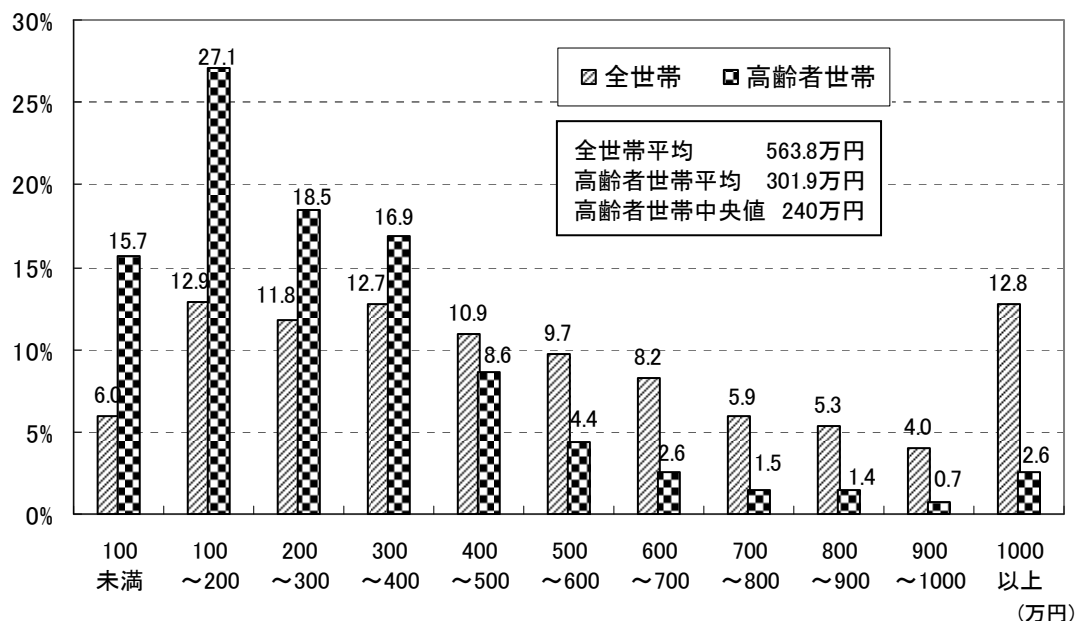


資料:「国民生活に関する世論調査」(内閣府、平成19年7月調査)

②高齢期における経済的自立をめぐる状況～一人暮らし高齢女性を中心とした経済不安

- ・ 高齢者世帯の年間所得の分布は、低所得階層の割合が高く、一般世帯に比べて所得格差が大きい。

図表 8 高齢者世帯の年間所得の分布



資料:「国民生活基礎調査」(厚生労働省、平成 18 年)(同調査における平成 17 年 1 年間の所得)

注1:高齢者世帯とは、65 歳以上のみの者のみで構成するか、又はこれに 18 歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

注2:世帯類型ごとの総計を 100%とした構成割合。

図表 9 ジニ係数で見た高齢者の所得格差の状況

		一般世帯	高齢者世帯
当初所得(万円)		578.2	84.8
総所得(万円)		654.4	292.8
可処分所得(万円)		536.8	261.3
再分配所得(万円)		605.8	370.7
ジニ係数	当初所得	0.4252	0.8223
	再分配所得	0.3618	0.4129

資料:「所得再分配調査」(厚生労働省、平成 17 年)

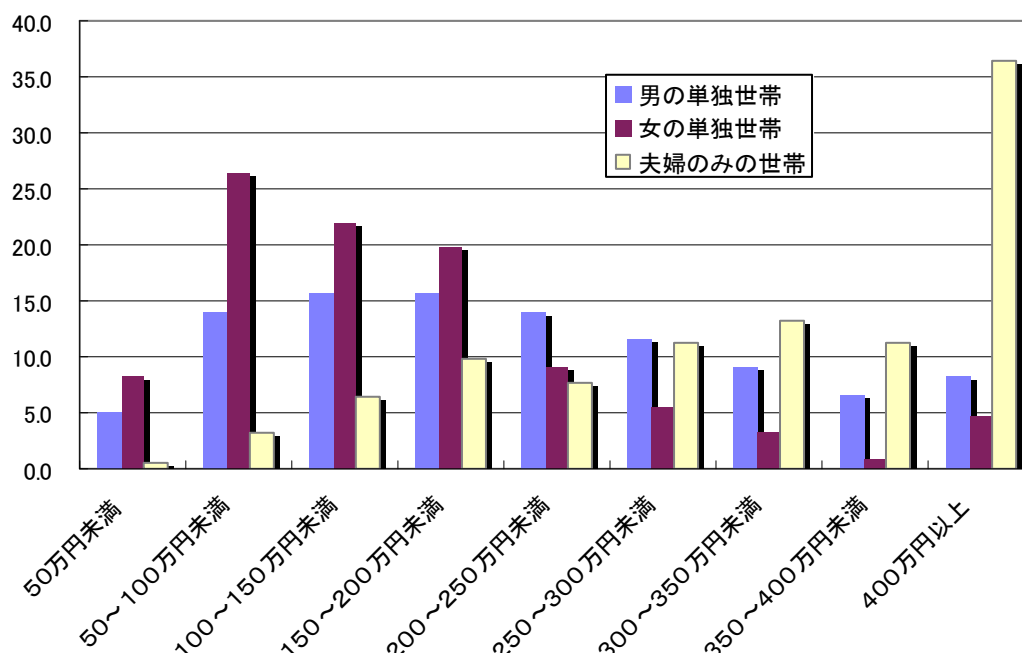
注1:ジニ係数とは、分布の集中度あるいは不平等度を示す係数で、0に近づくほど平等で、1に近づくほど不平等となる。

注2:「当初所得」とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(送り、企業年金、生命保険金等の合計額)の合計額をいう。

注3:「再分配所得」とは、当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付(現物、現金)を加えたもの。

- ・世帯構造別に年間所得金額階級別の分布を見ると、女性の単独世帯では150万円世帯が過半数を占めるなどかなりの割合が低所得階級に集中。
- ・男性の単独世帯も低所得階級に一定程度の分布が見られる。

図表 10 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造別・所得階級別構成割合



資料:「国民生活基礎調査」(厚生労働省、平成18年)

注1:世帯構造ごとの総計を100%とした構成割合。

注2:単独世帯は本人の年齢が65歳以上、夫婦世帯は夫の年齢が65歳以上のみ。

注3:夫婦世帯については、「受給額が不明」並びに「夫の年齢不詳」の回答を除く。

注4:同調査における平成17年1年間の所得

- ・ 離別の一人暮らし女性と未婚の一人暮らし男性において相対的貧困率が高い。

図表 11 男女別、高齢期(65歳以上)の一人暮らし低所得率(相対的貧困率)

	高年男性一人暮らし		
	未婚	死別	離別
1986年	58.3%	50.0%	47.4%
1995年	58.6%	36.3%	28.6%
2001年	43.5%	24.7%	27.8%
	高年女性一人暮らし		
	未婚	死別	離別
1986年	58.3%	70.7%	64.2%
1995年	50.5%	55.9%	60.0%
2001年	41.9%	46.6%	55.1%

資料:白波瀬佐和子氏(東京大学)資料「ジェンダーからみた社会経済的格差」より
国民生活基礎調査(各年)

注:「相対的貧困率」は、OECD(経済協力開発機構)の定義に基づき白波瀬佐和子氏が国民生活基礎調査の個票データを用いて「世帯全体の等価可処分世帯所得の中央値より5割に満たない比率」として算出。(厚生労働科学研究「少子高齢社会における社会経済的格差に関する国際比較研究」(平成16年~18年)の分析の一環として実施)

- ・生活保護を受給している被保護人員数における高齢者の割合は約 4 割を占め、高齢期に生活保護を受給している女性の人数は男性よりも多い。
- ・生活保護を受けている高齢女性の中では女性単身世帯が7割以上を占める。

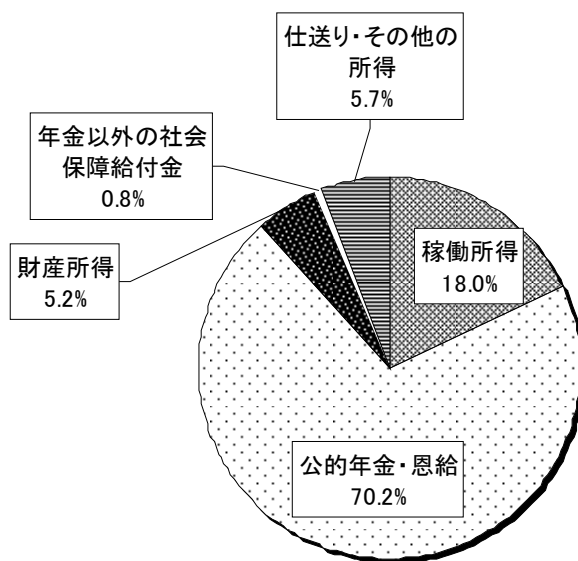
図表 12 被保護人員数における高齢者の割合

	総数	うち 65 歳以上				
		うち 65 歳以上	うち女性	うち男性	うち女性単身世帯	
					うち女性単身世帯	うち男性単身世帯
被保護人員数(人)	1,433,227	555,096	324,556	230,540	235,574	158,939
構成比	100.0%	38.7%	22.6%	16.1%	16.4%	11.1%

資料:「被保護者全国一斉調査(基礎調査)」(厚生労働省、平成 17 年)

- ・高齢者世帯の所得の約7割を「公的年金・恩給」が占める。

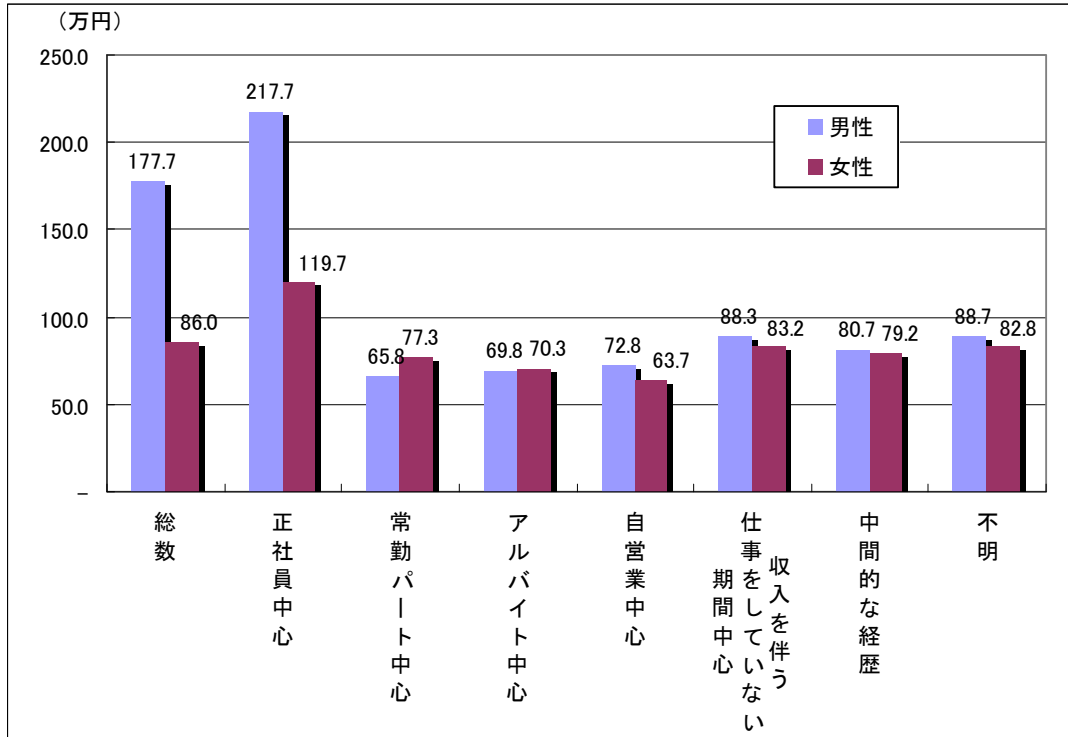
図表 13 高齢者世帯の所得構成



資料:「国民生活基礎調査」(厚生労働省、平成 18 年)

- ・ 公的年金の受給額は高齢期に至るまでの働き方との関係が大きい。同じ「正社員中心」でも、女性は男性よりも就業年数が平均して短く、したがって、被保険者期間が短いなどの理由から、受給額が低い傾向にある。

図表 14 本人の現役時代の経歴類型別・本人の公的年金平均年金額(男女別)

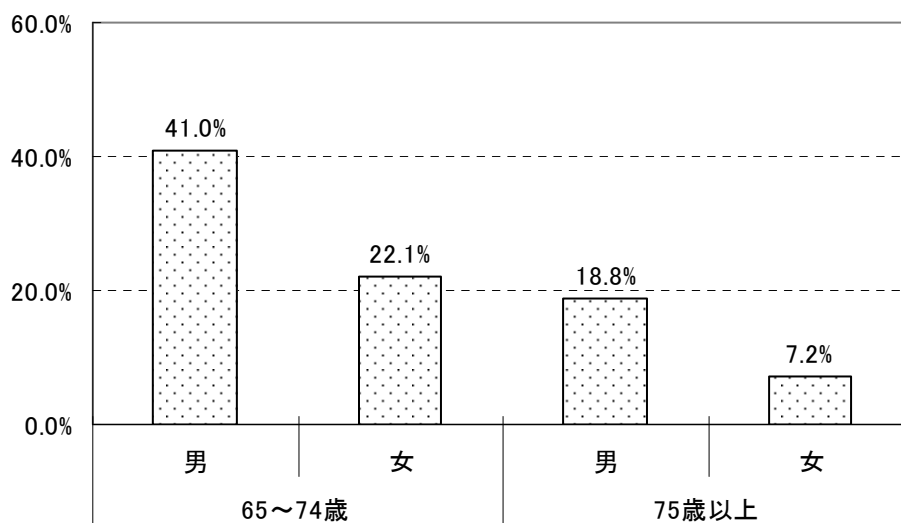


資料:「年金制度基礎調査(老齢年金受給者実態調査)」(厚生労働省、平成 18 年)

③高齢者の就業に関する希望と実態～雇用確保が進むが低い高齢女性の就業率

- ・ 前期高齢者(65 歳～74 歳)のうち就業している割合は、平成 18 年では、男性で約4割、女性で約2割である。

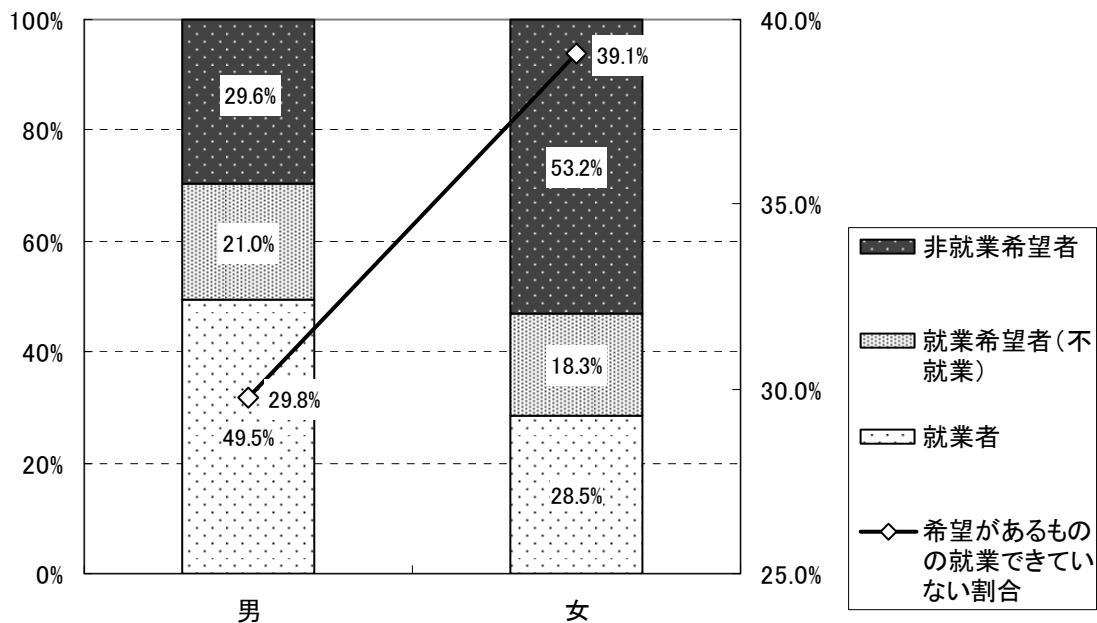
図表 15 高齢者の就業率(年齢別・男女別)



資料:「国民生活基礎調査」(厚生労働省、平成 18 年)

- 65～69 歳の就業希望は高い。就業希望があるものの就業できていない割合は男性 29.8%、女性 39.1%で、女性の方が高い。

図表 16 高齢者(65～69 歳)の就業状況・就業希望(男女別)



資料:「高齢者就業実態調査」(厚生労働省、平成 16 年)

注1:就業者は、平成 16 年 9 月中に収入になる仕事をした者。

注2:就業希望者は、仕事をしたいと思いながら仕事に就けなかった者。非就業希望者は、仕事をしたいと思わなかった者。

注3:四捨五入により、男は合計が 100%にならない。

- 高齢者が就業を希望する理由は、男女共に「健康を維持したい」が多いが、男女を比較すると女性は「収入を得る必要が生じた」がより多く、男性は「知識や技能を生かしたい」が多い。

図表 17 高齢就業希望者の就業希望理由別割合(男女別)

(単位: %)

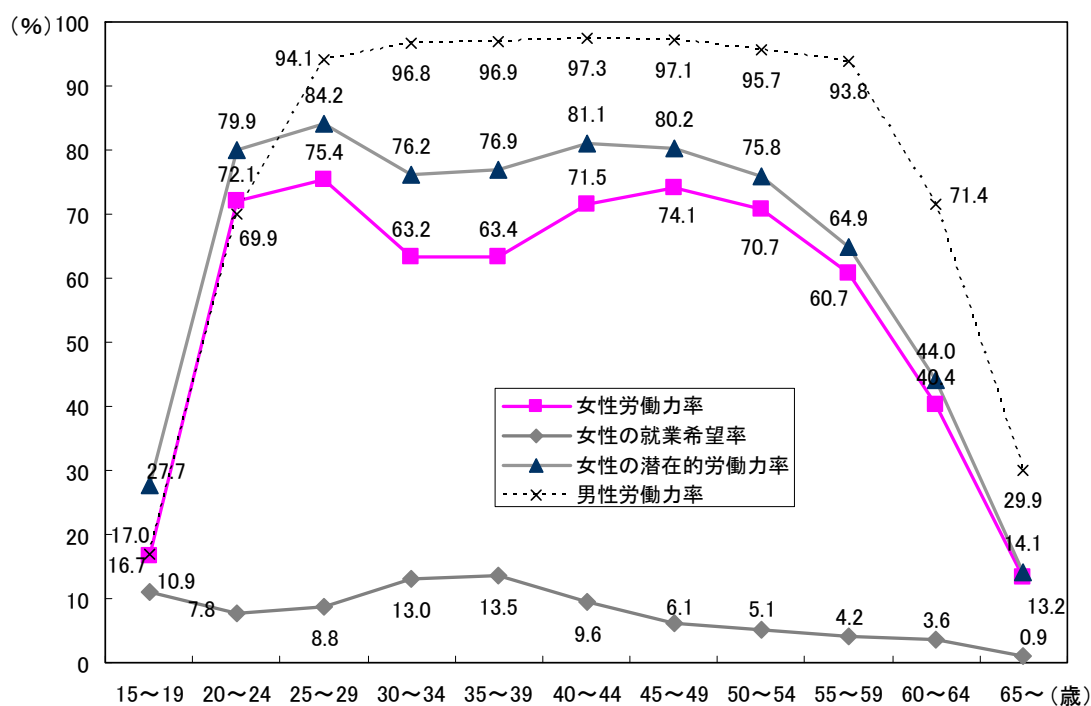
		失業している	収入を得る必要が生じた	知識や技能を生かしたい	社会に出たい	時間に余裕ができた	健康を維持したい	その他
男	65 歳以上	8.1	13.3	15.1	4.2	8.6	36.1	14.2
	65～74 歳	9.0	13.7	14.6	4.5	9.2	35.2	13.6
	75 歳以上	3.2	10.9	17.9	2.6	5.3	41.5	18.1
女	65 歳以上	3.4	20.1	6.9	4.6	11.4	32.7	20.1
	65～74 歳	3.7	20.6	6.7	4.7	11.9	32.1	19.8
	75 歳以上	1.9	17.4	8.3	4.4	8.6	36.3	22.0

資料:「就業構造基本調査」(総務省、平成 14 年)

注:就業希望者とは、無業者のうち「何か収入になる仕事をしたいと思っている者」を指す。

- ・女性労働力率は、いわゆるM字カーブの底上げがみられる。しかし、就業率の上昇の多くは未婚者によるものであり、また、希望はあるものの就業できていない層も特に子育てをする年代で多い。

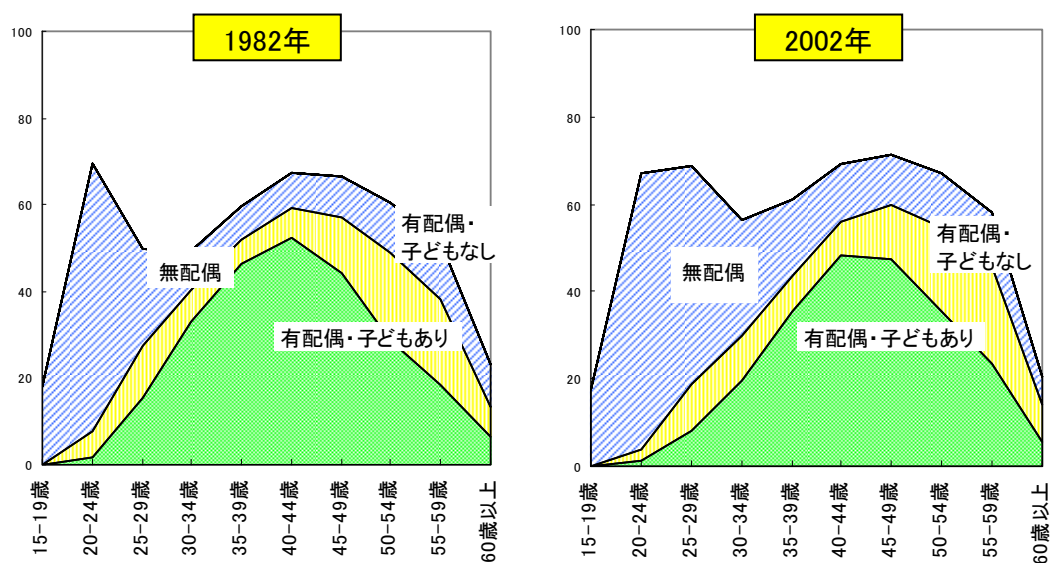
図表 18 女性の年齢階級別労働力率



資料:「労働力調査(詳細結果)」(総務省、平成 18 年平均)より作成。

備考:年齢階級別潜在的労働力率=(労働力人口(年齢階級別)+非労働力人口のうち就業希望者(年齢階級別))/15 歳以上人口(年齢階級別)

図表 19 配偶者の有無・子どもの有無別の女性の就業状態の推移



資料:「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」(平成 18 年9月 少子化と男女共同参画に関する専門調査会)

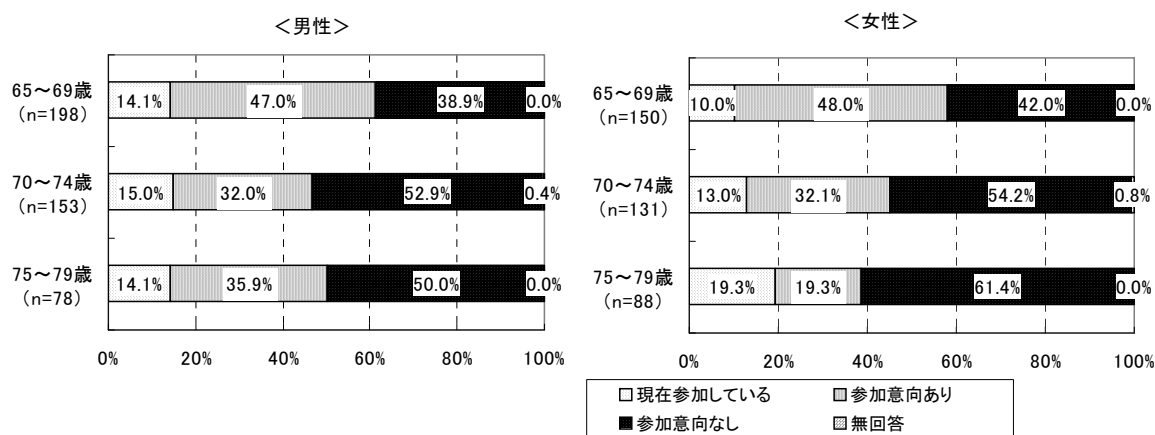
備考:総務省統計局「就業構造基本調査」より、少子化と男女共同参画に関する専門調査会委員武石恵美子氏(法政大学)による特別集計。

注:「無配偶」は、子どもありと子どもなしを含む。

④高齢者の地域参加に関する意識と実態

- ・ 高齢者の 1～2割が地域活動に参加しており、参加したいという意向を持つ者も 65～69 歳では半数弱にのぼる。

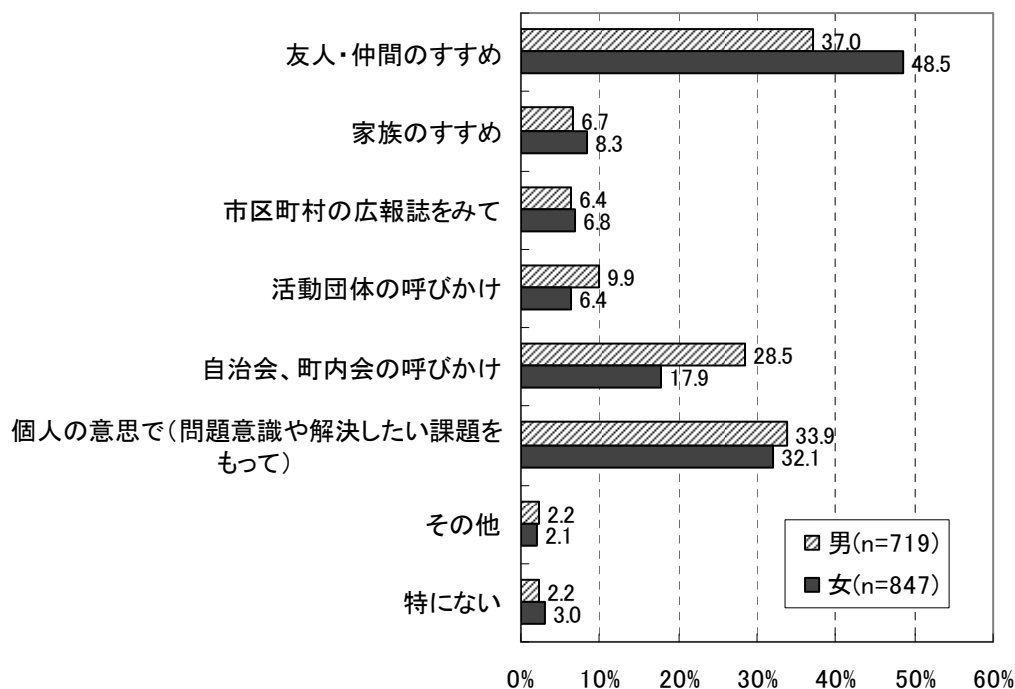
図表 20 NPO やボランティア、地域の活動などへの参加状況と参加意向



資料:「国民生活選好度調査」(内閣府、平成 15 年度)

- ・ 地域活動に参加したきっかけは、女性では「友人、仲間のすすめ」、男性は「自治会、町内会の呼びかけ」がそれぞれ相対的に多い。

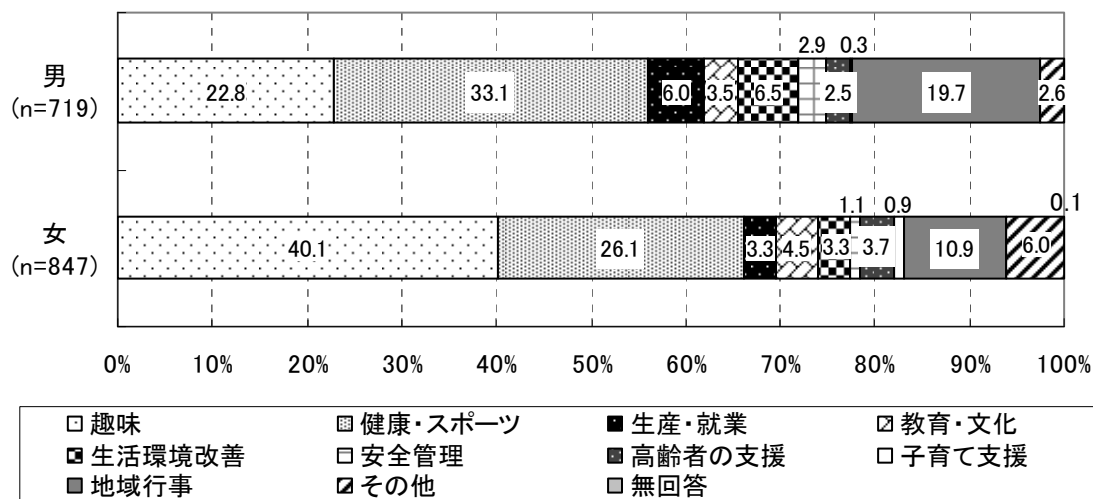
図表 21 最も力を入れた活動に参加したきっかけ(複数回答・60歳以上・男女別)



資料:「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(内閣府、平成 15 年度)

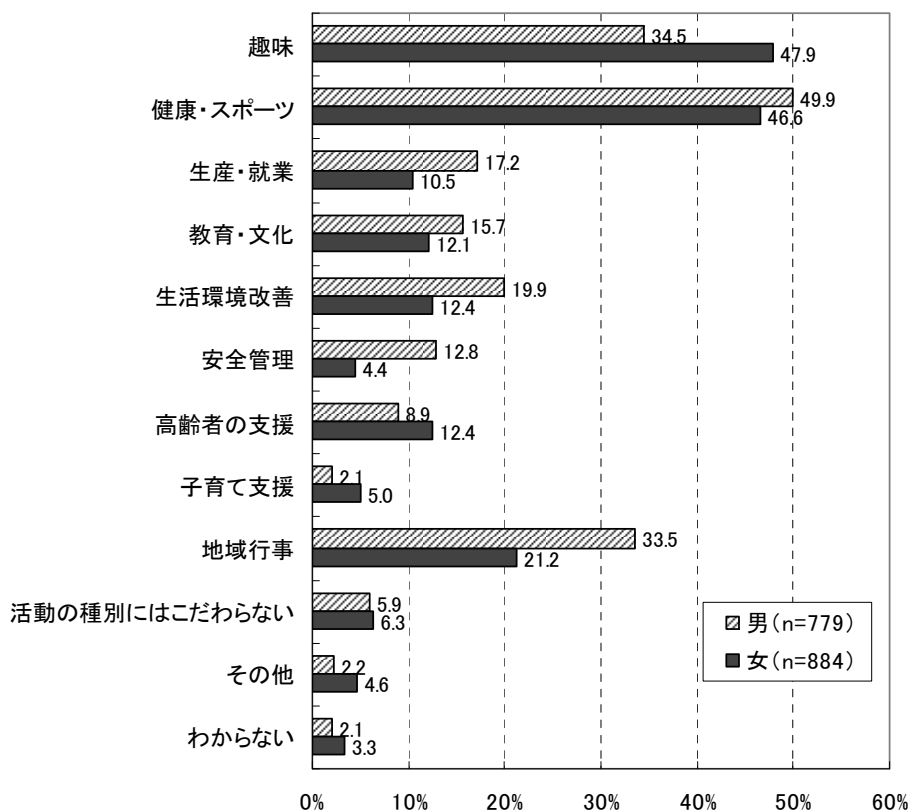
- ・ 地域活動について、女性では「趣味」、男性では「地域行事」に対する関心が相対的に高く、参加も多い。

図表 22 1年間に最も力を入れた活動(60歳以上・男女別)



資料:「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(内閣府、平成 15 年度)

図表 23 今後参加したい活動(複数回答・60歳以上・男女別)

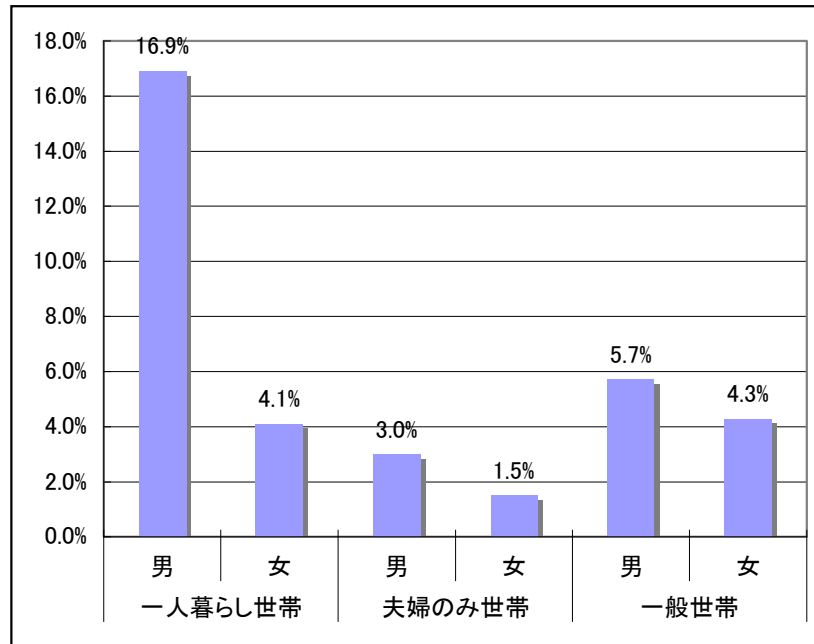


資料:「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(内閣府、平成 15 年度)

⑤家庭や地域における生活状況～特に一人暮らしの孤立の問題

- 一人暮らし高齢者男性において、「心配ごとの相談相手がいない」や「近所づきあいがいい」と回答する人の割合が高い。

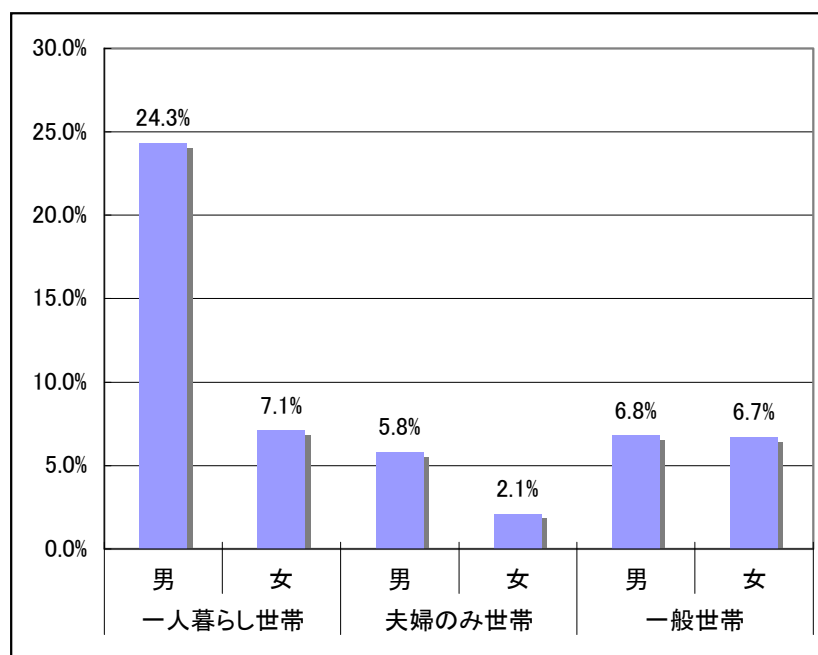
図表 24 心配ごとの相談相手がいない割合



資料:「世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査」(内閣府、平成18年度)

注:一般世帯は、特に属性を限定しない世帯であり、一人暮らし世帯や夫婦のみ世帯も含まれている。

図表 25 近所づきあいがいい割合

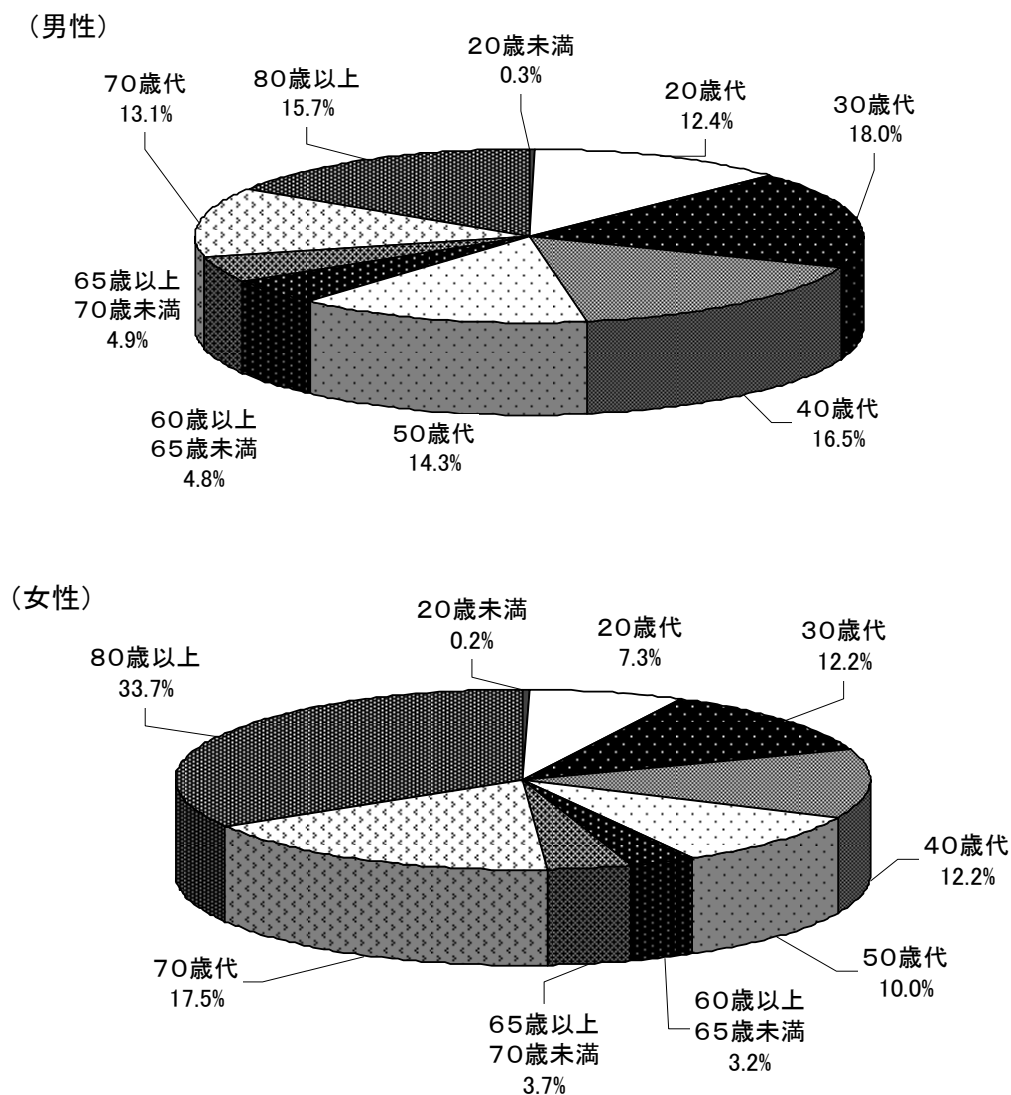


資料:「世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査」(内閣府、平成18年度)

注:一般世帯は、特に属性を限定しない世帯であり、一人暮らし世帯や夫婦のみ世帯も含まれている。

- ・ 成年後見関係事件における本人の男女別の割合は、男性が約47％，女性が約53％。男性では30～50歳代が多いが、女性は80歳以上が最も多く全体の約34％を占め、65歳以上の高齢者が約55％を占める。

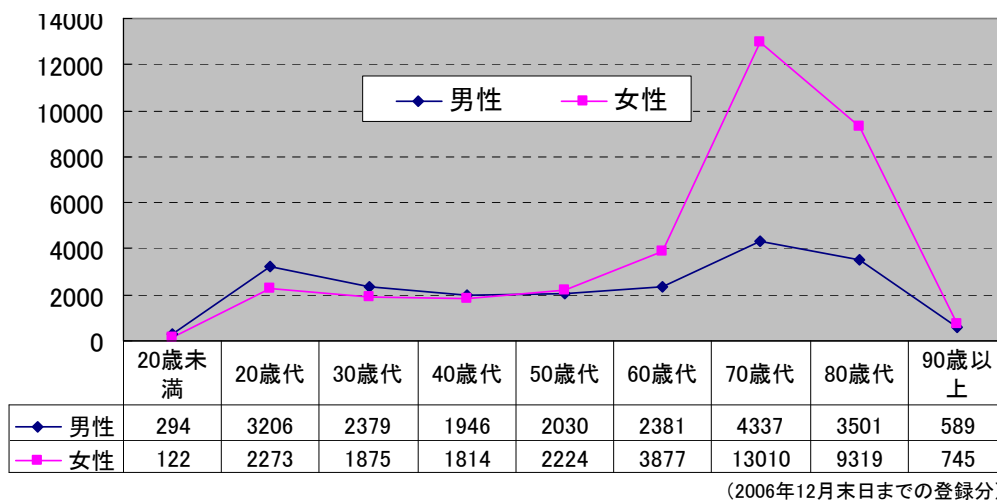
図表 26 成年後見関係事件における本人の男女別・年齢別割合



資料：「成年後見関係事件の概況～平成18年4月から平成19年3月～」(最高裁判所事務総局家庭局、平成19年)
 注：後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の認容で終局したものを対象とした。

- ・判断能力に問題がある人の消費者被害相談状況を見ると、70 歳代、80 歳代の高齢女性の相談件数が多い。

図表 27 判断能力に問題がある人の消費者被害相談件数（年代別・性別）（1996～2005 年）

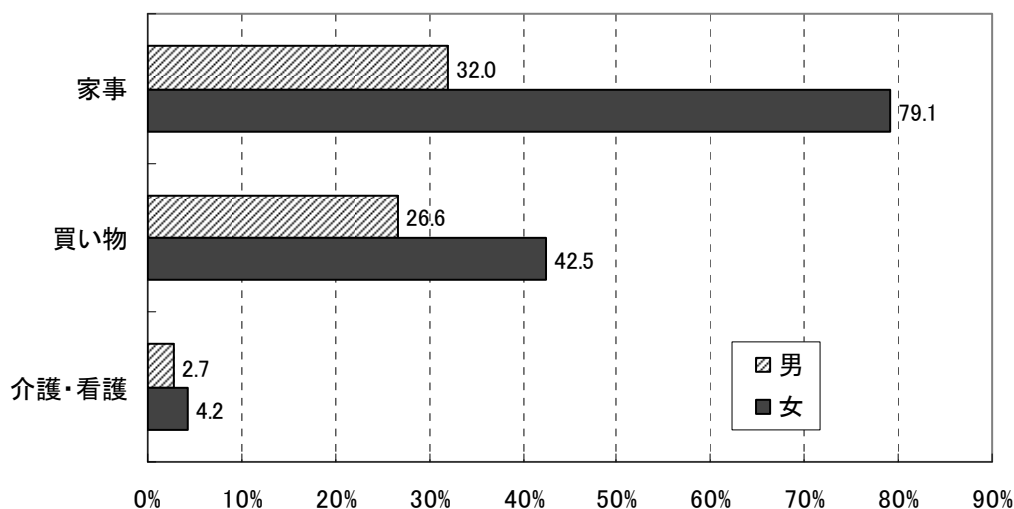


資料:「高齢者と障害のある人の消費者相談」(独立行政法人国民生活センター、平成19年3月20日)

注:消費者相談は、全国の消費生活センター(地方自治体の機関約500カ所)に寄せられた「認知症高齢者、障害のある人等が契約当事者(契約をした人)である相談」のうち、判断能力に問題のある人が契約当事者であることが明らかな相談。

- ・男性は女性に比べて家事や買い物の実施率が格段に低い。

図表 28 高齢者の家事等の実施状況(1週間の行動者率・65 歳以上・男女別)



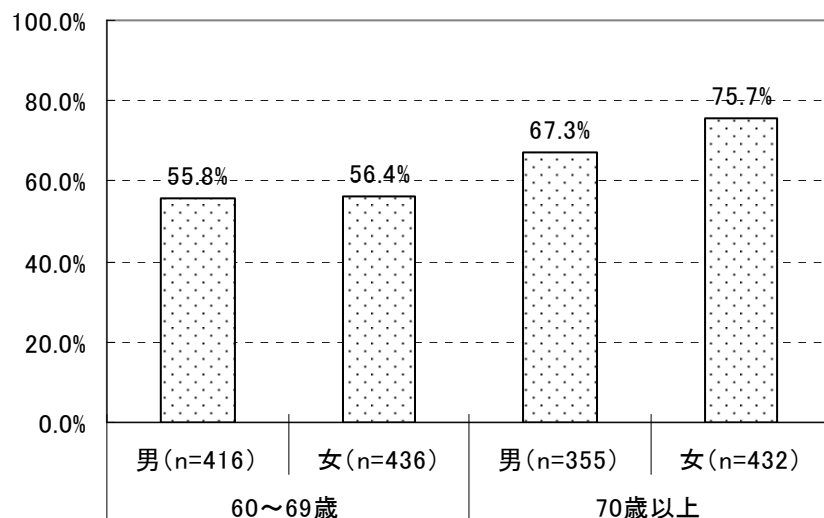
資料:「社会生活基本調査」(総務省、平成18年)

注:「家事」には炊事、食後の後片付け、掃除、ゴミ捨て、洗濯、ふとん干し、衣類の整理・片付け等が含まれる。

⑥健康面の状況～男女で異なる健康課題

- ・70 歳以上になると、約 7 割の人が健康に不安を感じている。

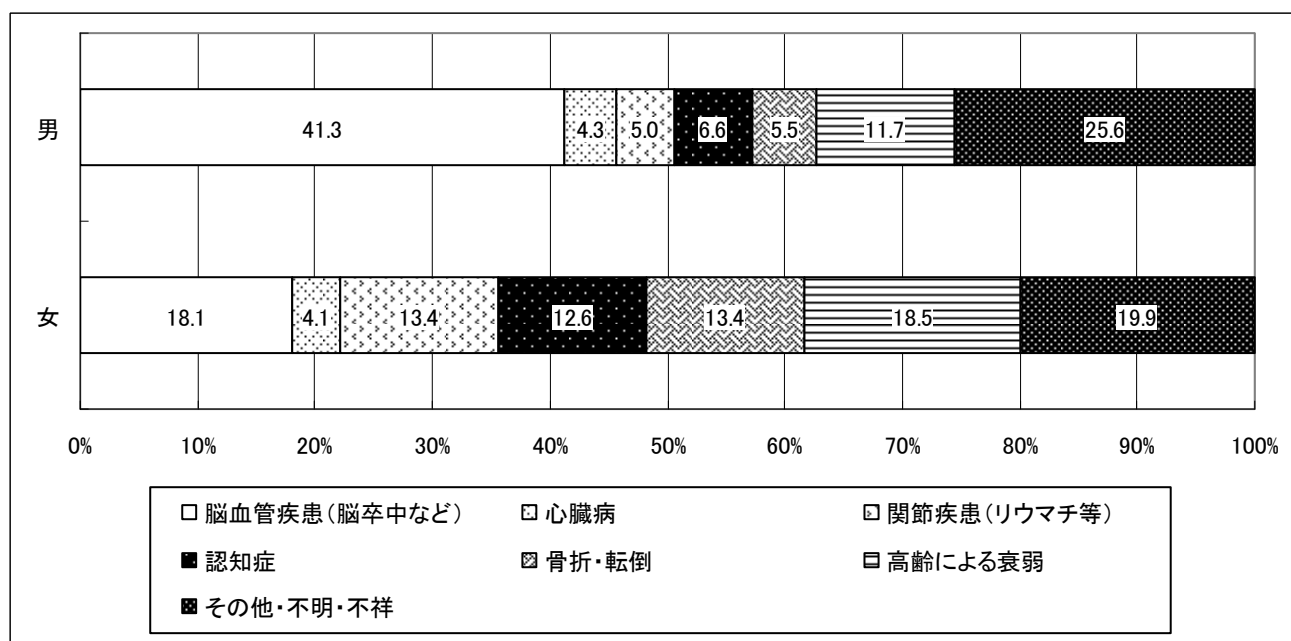
図表 29 自分の健康について不安を感じる高齢者の割合（年齢別、男女別）



資料:「国民生活に関する世論調査」(内閣府、平成 19 年)

- ・要介護になった主な原因は、男性は「脳血管疾患(脳卒中など)」が多いのに対し、女性は「関節疾患(リウマチ等)」、「認知症」、「骨折・転倒」、「高齢による衰弱」が多い。

図表 30 要介護者等の性別にみた介護が必要となった主な原因



資料:「国民生活基礎調査」(厚生労働省、平成 16 年)

- 健康の維持・増進のための心がけについては、特に一人暮らし世帯の男性で健康に配慮した行動を心がけている割合が低い。

図表 31 高齢者が健康の維持・増進のために心がけていること・複数回答(65 歳以上・男女別)

	一般世帯 男性 (n=513)	一般世帯 女性 (n=578)	一人暮らし世帯 男性 (n=189)	一人暮らし世帯 女性 (n=603)
休息や睡眠を十分にとる	59.1%	60.6%	46.6%	58.9%
規則正しい生活を送る	50.9%	50.0%	33.9%	54.1%
栄養のバランスのとれた食事をする	50.1%	56.2%	35.4%	57.4%
保健薬や強壮剤などを飲む	6.6%	11.6%	7.9%	10.8%
地域の住民健診やがん検診などを定期的に受ける	21.4%	20.9%	16.4%	19.7%
酒やタバコを控える	20.7%	4.8%	19.6%	4.6%
体力を維持するための運動や散歩をする	40.4%	32.0%	35.4%	37.1%
体調に違和感を感じたら早めに医療機関を受診する	24.8%	24.4%	17.5%	26.5%
地域で行われる、介護予防や健康維持のための活動に参加する	3.5%	3.8%	3.2%	4.6%
気持ちをなるべく明るく持つ	28.7%	33.6%	21.7%	38.6%
趣味に熱中する	22.6%	18.7%	12.2%	23.2%
なるべく外出する	20.1%	21.5%	22.8%	28.0%
その他	1.8%	5.5%	5.8%	3.5%
特に心がけていることはない	10.7%	7.4%	14.8%	7.5%
わからない	0.2%	1.0%	-	0.7%

資料:「世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査結果」(内閣府、平成 17 年度)

注:一般世帯は、特に属性を限定しない世帯であり、一人暮らし世帯や夫婦のみ世帯も含まれている。

- ・性差医療(性差に基づいた医療)に関する研究が進むにつれ、男女で罹患率や死亡率に明らかな差異が見られる疾患があることが明らかになっている。
- ・男性は肝疾患、婦人科系を除く悪性新生物による死亡率が高く、女性は認知症や慢性リウマチ性心疾患などによる死亡率が高い。

図表 32 男女でほぼ2倍以上の死亡率（人口10万対）の差が認められる主な疾患

	総数		65歳～	
	男性	女性	男性	女性
男性に多い疾患				
傷病及び死亡の外因	77.4	39.5	180.7	107.2
交通事故	10.2	4.3	21.3	11.5
有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	1.0	0.4	1.3	0.6
その他の不慮の事故	5.6	2.4	20.8	8.6
自殺	34.8	13.2	42.0	19.7
慢性閉塞性肺疾患	17.7	5.3	94.0	22.1
肝疾患	17.7	8.3	48.6	28.1
肝硬変(アルコール性を除く)	8.9	5.5	26.5	19.7
その他の肝疾患	8.8	2.8	22.1	8.4
悪性新生物	321.7	203.2	1362.1	671.2
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	7.0	2.6	24.6	9.0
食道の悪性新生物	15.7	2.6	59.5	8.7
胃の悪性新生物	53.2	27.4	225.8	94.1
直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	14.2	7.8	53.7	25.2
肝及び肝内胆管の悪性新生物	36.7	17.2	149.3	65.2
喉頭の悪性新生物	1.5	0.1	6.5	0.3
気管、気管支及び肺の悪性新生物	74.6	26.8	329.9	94.4
前立腺の悪性新生物	15.5	・	80.1	・
膀胱の悪性新生物	6.8	3.0	32.9	11.8
結核	2.5	1.2	11.0	4.7
呼吸器結核	2.3	0.9	10.1	3.8
女性に多い疾患				
乳房の悪性新生物	0.2	17.3	0.8	32.9
子宮の悪性新生物	・	8.5	・	21.1
卵巣の悪性新生物	・	6.9	・	15.6
血管性及び正体不明の認知症	1.8	4.3	10.0	18.2
慢性リウマチ性心疾患	1.3	2.6	6.4	10.4
慢性非リウマチ性心内膜疾患	3.9	7.8	19.8	32.5
老衰	11.2	32.3	61.0	137.1

資料:天野恵子氏(千葉県衛生研究所)資料を参考に「人口動態統計」(厚生労働省、平成18年)から内閣府作成

- ・女性は甲状腺の病気、認知症、自律神経失調症、関節リウマチ、骨粗鬆症などによる通院が多いが、男性は痛風、前立腺肥大症による通院が多い。

図表 33 男女で通院率に明らかな差がある主な疾患（人口千対）、性・年齢階級別・傷病別

	男	女	65～74歳		75～84歳		85歳～	
			男	女	男	女	男	女
甲状腺の病気	2.6	11.0	4.9	20.9	6.8	17.1	3.6	7.0
認知症	1.7	3.4	3.3	3.6	12.1	19.8	35.3	53.5
自律神経失調症	3.4	10.4	6.0	22.0	6.4	20.4	6.2	13.1
白内障	17.2	33.0	57.0	103.4	117.4	158.3	108.3	136.2
痛風	13.0	1.3	29.3	3.6	23.8	4.2	13.9	3.0
関節リウマチ(慢性関節リウマチ)	2.7	8.3	7.3	21.1	13.4	25.4	10.5	22.8
関節症	12.0	27.9	29.9	74.4	47.1	99.2	63.9	82.2
肩こり症	16.0	39.7	38.2	81.8	43.1	75.4	28.6	47.7
骨粗鬆症	1.6	19.9	4.0	57.3	11.1	101.9	16.2	89.1
前立腺肥大症	16.1	・	58.3	・	99.2	・	94.8	・
閉経期又は閉経後障害(更年期障害)	・	3.6	・	2.3	・	1.4	・	0.9
貧血・血液の病気	2.8	7.8	6.2	10.6	14.7	17.5	16.2	20.0

資料:天野恵子氏(千葉県衛生研究所)資料を参考に「国民生活基礎調査」(厚生労働省、平成16年)から内閣府作成
注:通院者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員数には入院者を含む。

⑦介護をめぐる状況～一人暮らしの高齢女性の介護問題、女性が多い介護労働者の処遇の問題など

- ・65歳以上の介護保険サービスの受給者数は、平成19年12月で男性986.9千人、女性2559.6千人と、女性が男性の約2.6倍。

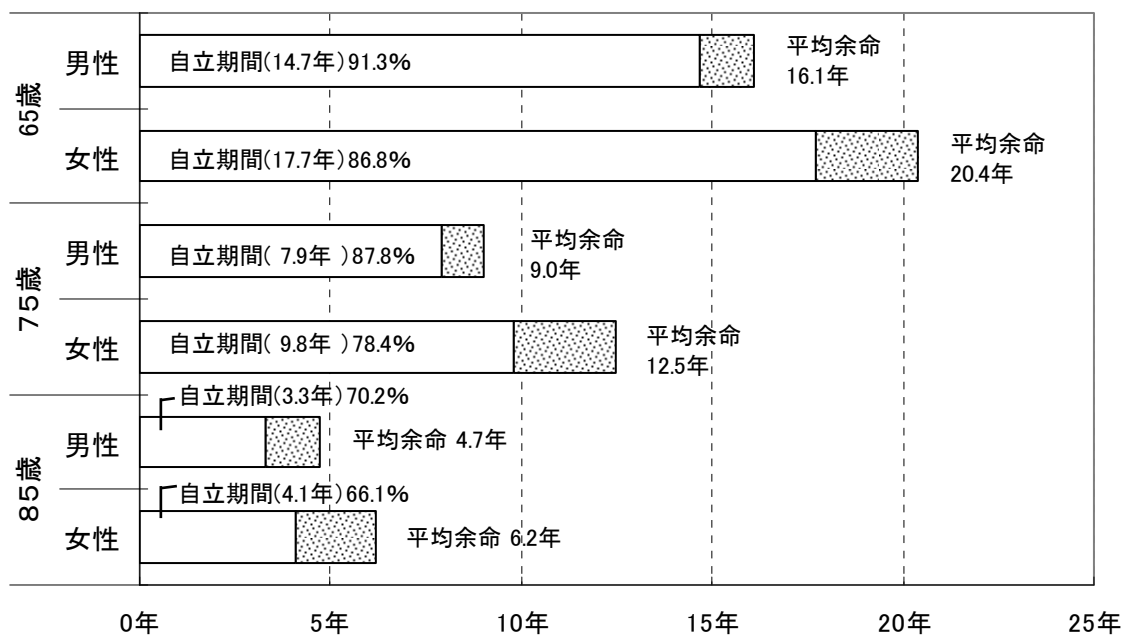
図表 34 介護保険サービスの利用状況（介護サービス受給者数）

	(千人)								
	総数	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
受給者総数 (65歳以上の受給者数)	3546.6 (100.0)	331.8 (9.4)	403.2 (11.4)	7.7 (0.2)	628.5 (17.7)	669.4 (18.9)	603.1 (17.0)	498.7 (14.1)	404.1 (11.4)
男	986.9 (100.0)	72.3 (7.3)	94.5 (9.6)	1.5 (0.2)	165.7 (16.8)	214.2 (21.7)	192.2 (19.5)	146.1 (14.8)	100.4 (10.2)
女	2559.6 (100.0)	259.5 (10.1)	308.7 (12.1)	6.2 (0.2)	462.8 (18.1)	455.2 (17.8)	410.9 (16.1)	352.6 (13.8)	303.7 (11.9)

資料:「介護給付費実態調査月報」(厚生労働省、平成19年12月審査分)
注:()内は総数に占める割合(単位:%)

・女性の方が要介護状態である期間が長い。

図表 35 平均余命期間と自立期間



出典: 安村誠司氏(福島県立医科大学)資料より作成

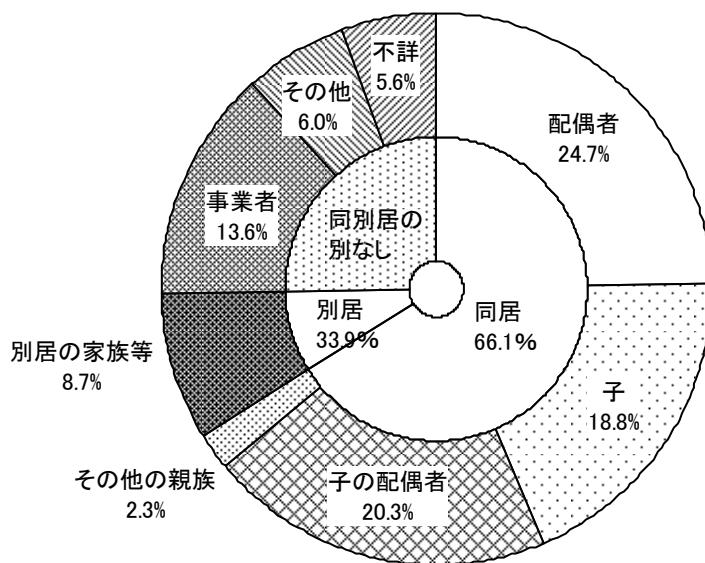
資料: Tsuji, I., Minami, Y., Fukao, A., et al. Active life expectancy among the elderly Japanese. Journal of Gerontology, 1995;50A:M173-M176.より作図

注: 自立期間とは、要介護とならない平均期間(=健康寿命)を意味する。

%の数値は、自立期間の割合(平均余命のうち要介護とならない期間の割合)を示す。

・家族内の主な介護者は依然として女性が多い。

図表 36 要介護者等から見た主な介護者の続柄



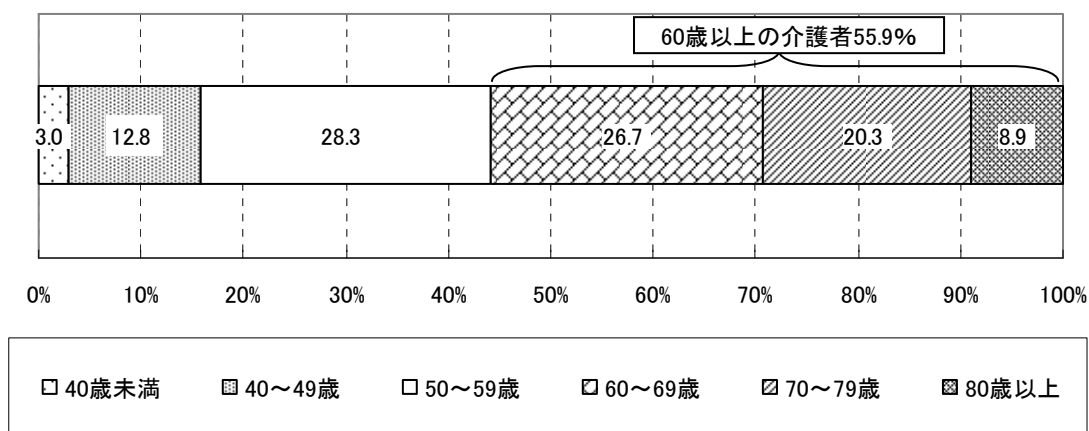
同居の家族等介護者の男女内訳(単位: %)

男	25.1%	女	74.9%
---	-------	---	-------

資料: 「国民生活基礎調査」(厚生労働省、平成16年)

- ・主な介護者の半数以上は60歳以上であり、「老々介護」の実態が深刻化している。

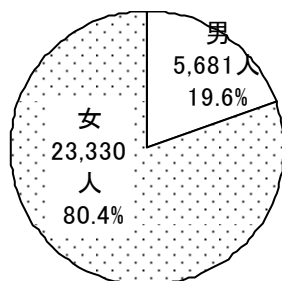
図表 37 65 歳以上の要介護者等と同居している主な介護者の年齢階級別構成割合



資料:「国民生活基礎調査」(厚生労働省、平成 16 年)

- ・介護労働者は約8割が女性。
- ・介護労働者の給与水準は低く、なおかつ非正規雇用者の割合が高いなど雇用形態の影響も考えられるが、給与水準は男性よりも女性の方が低い。

図表 38 介護労働者の男女構成



資料:「介護労働実態調査—介護労働者の就業実態と就業意識調査」((財)介護労働安定センター、平成 18 年)
 注:「無回答」は掲載を省略している。

図表 39 介護労働者の男女別雇用形態

	回答数	正社員	非正社員	無回答
合計(全体)	29124 人	65.8%	34.1%	0.1%
男	5681 人	86.9%	12.9%	0.1%
女	23330 人	60.7%	39.2%	0.1%

資料:「介護労働実態調査—介護労働者の就業実態と就業意識調査」((財)介護労働安定センター、平成 18 年)

図表 40 介護労働者の職種別きまって支給する現金給与額等

		年齢(歳)	勤続年数 (年)	きまって支給 する現金給与 額(千円)	所定内給与額 (千円)	年間賞与その 他特別給与額 (千円)	年収試算額 (千円)
全産業	男性労働者	41.6	13.4	372.1	337.8	1057.8	5111.4
	女性労働者	38.7	8.7	239.0	222.5	566.4	3236.4
介護 労働者	福祉施設介 護員(男)	32.1	4.9	227.9	214.7	577.1	3153.5
	福祉施設介 護員(女)	37.0	5.1	204.3	193.3	490.6	2810.2
	ホームヘル パー(女)	44.1	4.9	198.8	187.3	376.1	2623.7
	介護支援専 門員(女)	45.3	7.7	260.5	251.6	714.9	3734.1

資料:平成 17 年賃金構造基本統計調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)

注:賃金構造基本統計調査は年収は調査していないが、下記算式により参考数値として試算した。

年収試算額＝「所定内給与額×12ヶ月＋年間賞与その他特別給与額」

◎「きまって支給する現金給与額」とは、労働契約、労働協約あるいは、事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額。手取額でなく、税込みの額。

現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含む。

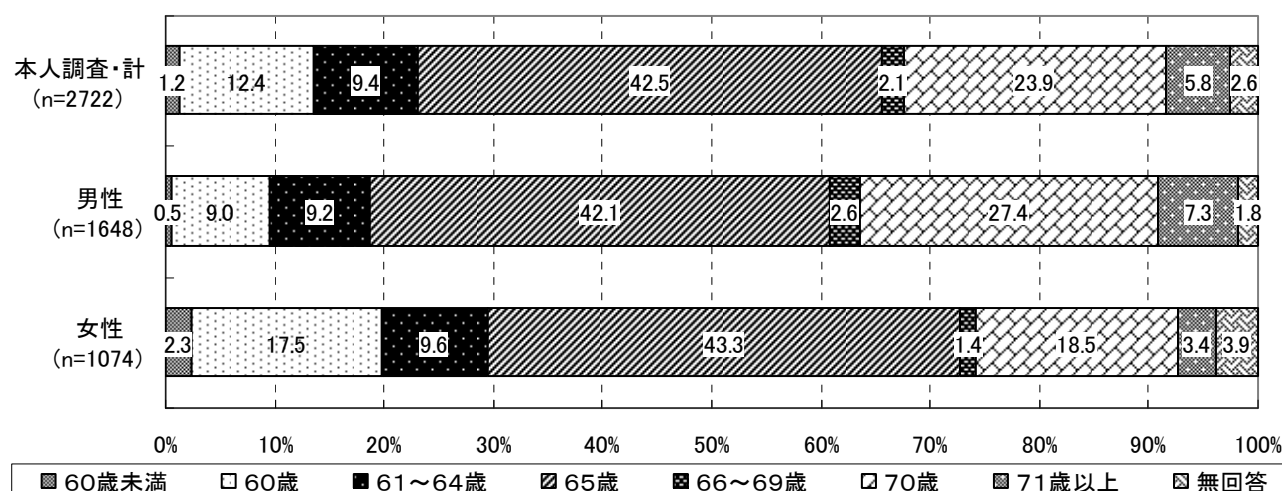
◎「所定内給与額」とは、月間決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額以外のものをいう。

(3) これからの高齢社会に影響を与える新たな変化

① 団塊の世代の動向

・団塊の世代等の多くは高齢期においても就業意欲を持っているが、65 歳を境として、仕事ではなくボランティア活動への参加意向が増え、かつ働く場合も短時間勤務等正社員以外の形態での就業を希望する傾向が見られている。

図表 41 団塊の世代等:所得を伴う就業をしたい上限年齢



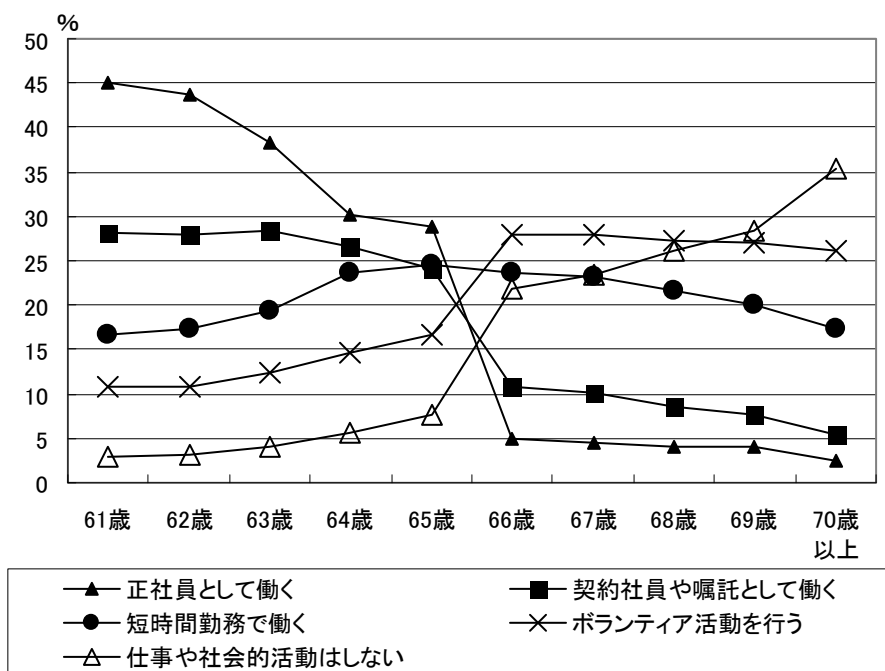
資料:『団塊の世代』の就業と生活ビジョン調査結果¹ (独立行政法人 労働政策研究・研修機構、平成 18 年)

¹図表 41～43 は独立行政法人 労働政策研究・研修機構・平成 18 年『団塊の世代』の就業と生活ビジョン調査結果より。
以下の①への「本人調査」と②への「妻調査」の 2 種の調査票による郵送調査

①就業している広義の「団塊の世代」(昭和 22 年～26 年生まれ)の男女 3,000 人(有効回答 2,722 人/回収率 90.7%)

②就業している広義の「団塊の世代」の男性を配偶者に持つ女性 2,000 人(有効回答者 1,782 人/回収率 89.1%) (ただし、①の調査対象者自身の配偶者ではない者)

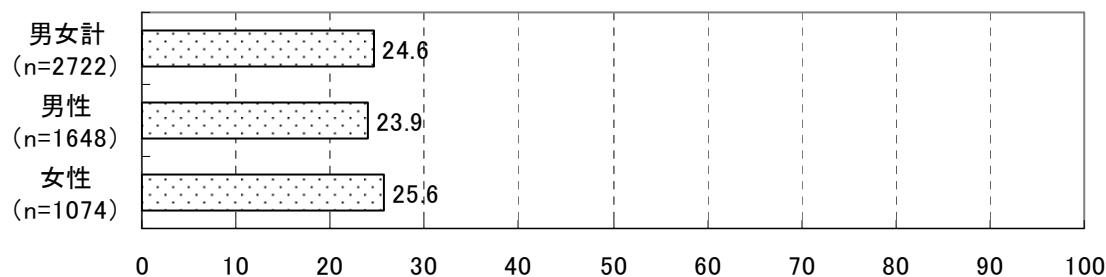
図表 42 団塊の世代等：現在正社員である人の60歳以降における希望雇用・就業形態（男女計）



資料：『団塊の世代』の就業と生活ビジョン調査結果」（独立行政法人 労働政策研究・研修機構、平成 18 年）

・団塊の世代等の中で、現在既に社会的活動に参加している人の割合は約 25%である。

図表 43 団塊の世代等：現在社会的活動へ参加している人の割合

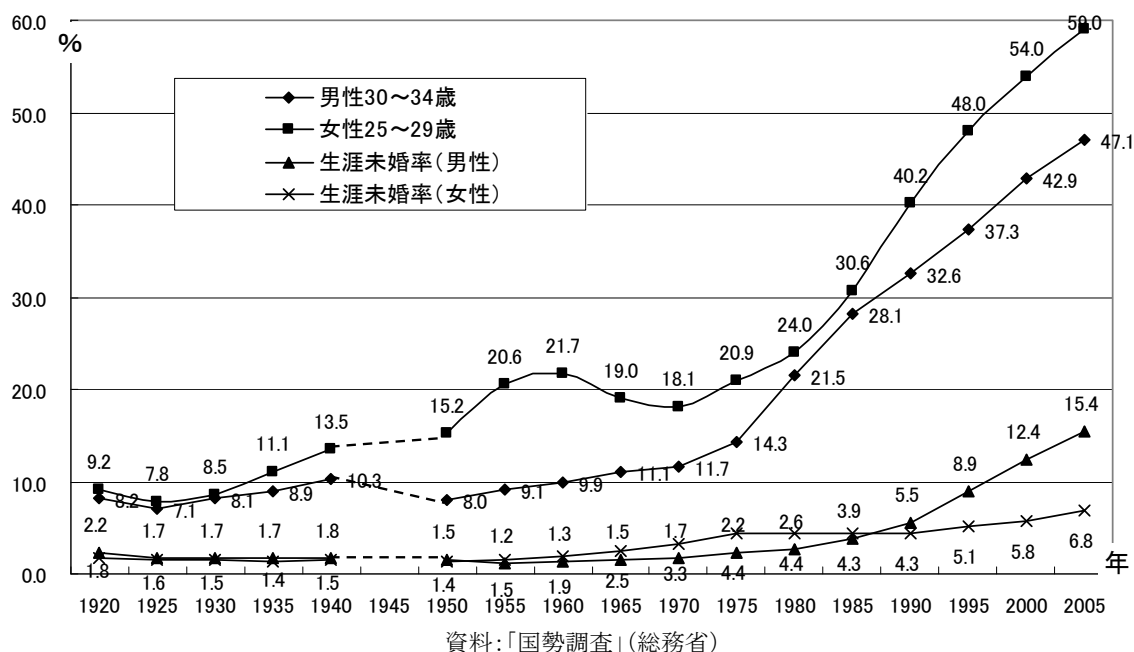


資料：『団塊の世代』の就業と生活ビジョン調査結果」（独立行政法人 労働政策研究・研修機構、平成 18 年）

②生涯未婚者の増加、未婚の子の自立困難の問題

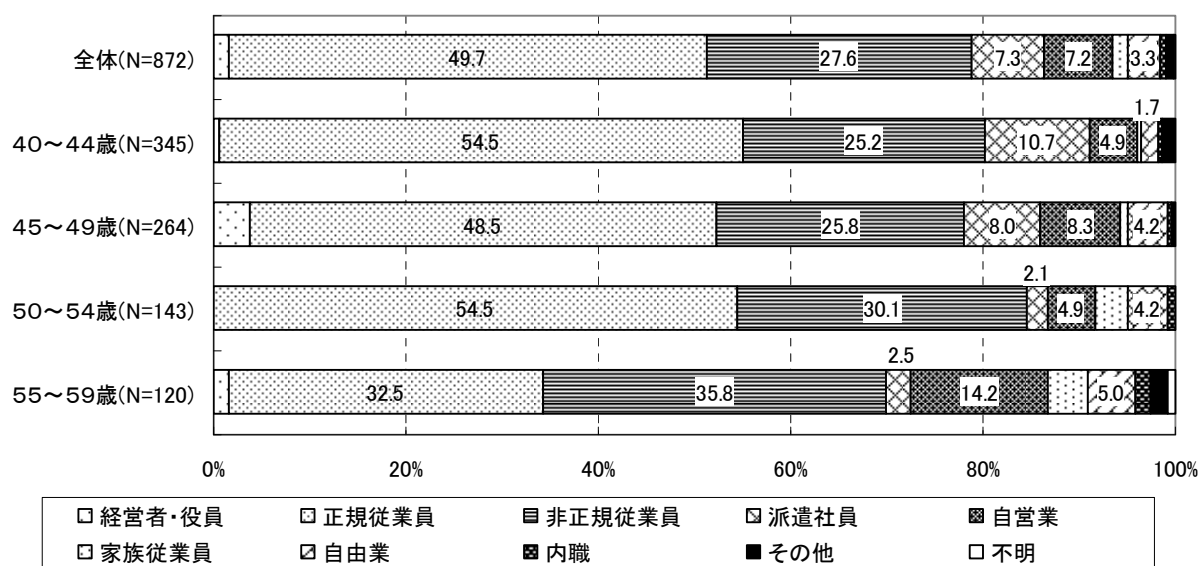
・生涯未婚率は男女とも年々増加しており、将来的にはさらに増える可能性がある。

図表 44 未婚率・生涯未婚率の推移(男女別)



- ・40～50 歳代の生涯未婚女性については、従業上の地位が非正規従業員である場合が3割近くに上り、非正規従業員の場合は厚生年金、国民年金、個人年金保険共に加入率が低い。
- ・非正規で働いている場合は、老後の収入源の見込みとして公的年金を挙げる割合は低く、仕事による収入への依存が正規従業員に比べて高い。

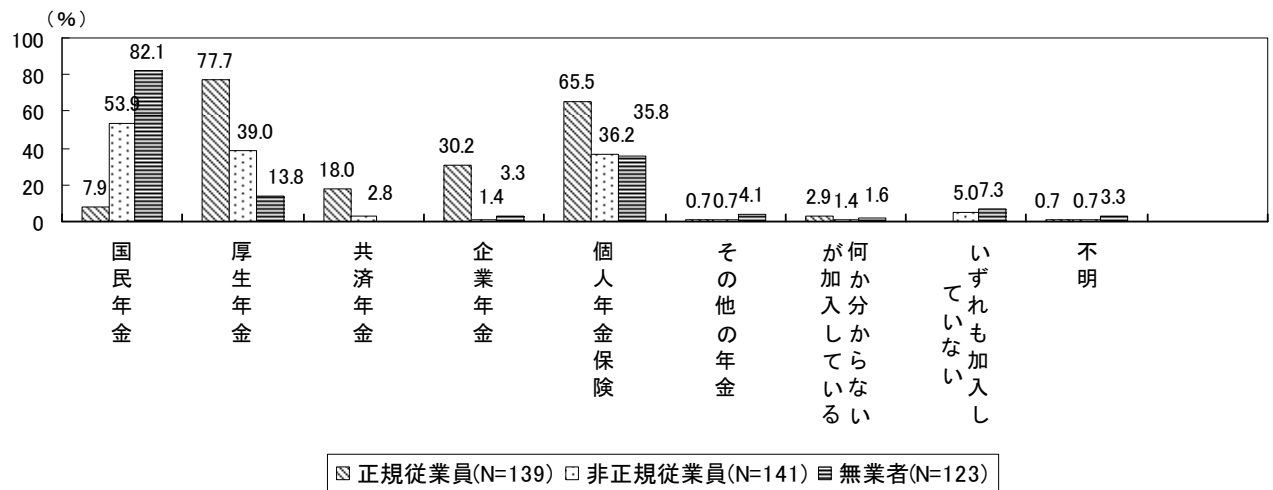
図表 45 40～50 歳代の生涯未婚女性:従業上の地位



資料:「第2回独身女性(40～50代)を中心とした女性の老後生活設計ニーズに関する調査」²
(財団法人シニアプラン開発機構、平成 18 年)

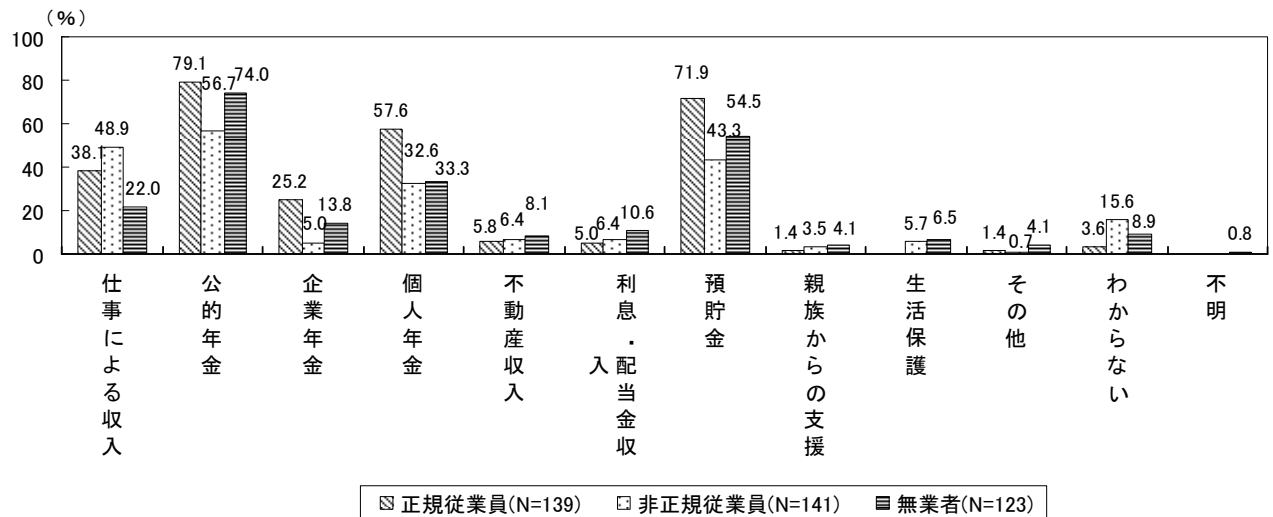
² 図表 45～47 は財団法人シニアプラン開発機構「第2回独身女性(40～50代)を中心とした女性の老後生活設計ニーズに関する調査」(平成18年6月)より。生涯未婚女性を対象とした調査(2005年度実施、インターネット調査、40～59歳、有効回収1008サンプル)。

図表 46 40～50 歳代の生涯未婚女性:加入年金(複数回答)



資料:「第2回独身女性(40～50代)を中心とした女性の老後生活設計ニーズに関する調査」
(財団法人シニアプラン開発機構、平成 18 年)

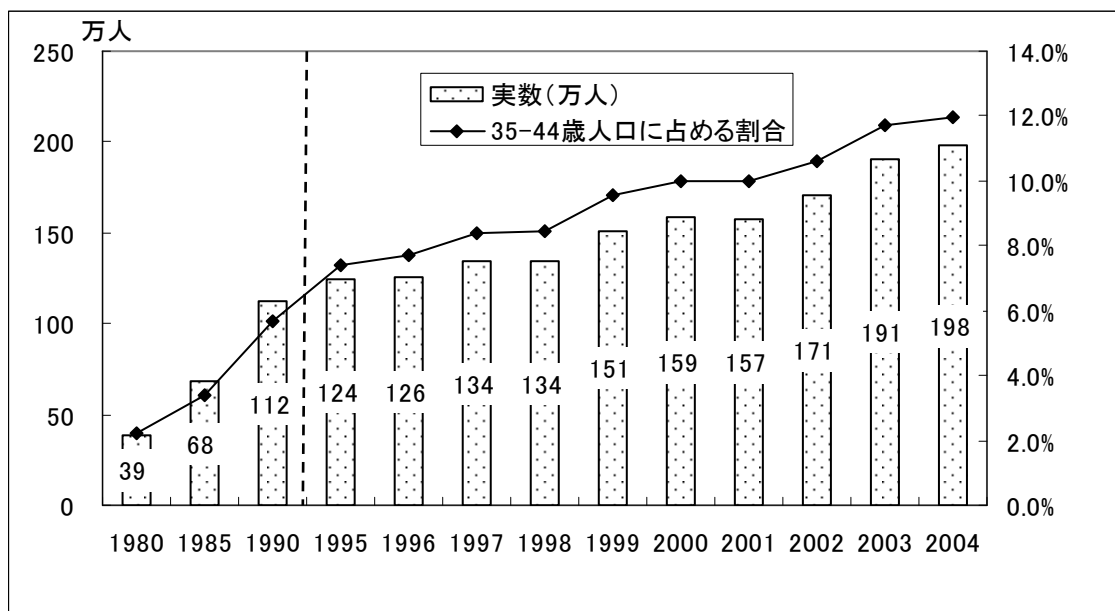
図表 47 40～50 歳代の生涯未婚女性:老後の収入源(複数回答)



資料:「第2回独身女性(40～50代)を中心とした女性の老後生活設計ニーズに関する調査」
(財団法人シニアプラン開発機構、平成 18 年)

- ・親と同居の壮年未婚者（35～44 歳）数は年々増加傾向にあり、未婚の子どもと同居している高齢者も増える傾向にあると見られる。

図表 48 親と同居の壮年未婚者（35～44 歳）数の推移-全国



資料:「親と同居の若年未婚者の最近の状況」(総務省統計研修所、平成 18 年)
注:上図は各年とも9月の数値である。

- ・高齢者虐待の実態を見ると、被虐待者の多くは高齢女性であり、虐待者は息子であることが多い。また、東京都の調査によると、「子どもによる虐待がある世帯」のうち世帯類型が「本人と単身の子ども」の世帯が約 45%を占める。
- ・高齢者虐待による虐待の種類には、年金を搾取するなど経済的虐待も一定程度含まれる。

図表 49 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明
人	2284	7717	29
%	22.8	76.9	0.3

図表 50 高齢者虐待における被虐待者の虐待者との関係

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人	1606	557	4229	1543	1165	287	213	491	532	778	11401
%	14.1	4.9	37.1	13.5	10.2	2.5	1.9	4.3	4.7	6.8	100.0

図表 51 高齢者虐待における虐待の種類・類型（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	6340	2908	3520	71	2705	15544
%	64.1	29.4	35.6	0.7	27.4	-

資料:「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」(厚生労働省、平成 18 年度)

図表 52 虐待のある高齢者の世帯の類型

	全体	うち	
		配偶者による虐待のある世帯	子どもによる虐待のある世帯
一人暮らし	33 7.1%	1 1.0%	26 7.9%
夫婦のみ	77 16.6%	71 74.0%	6 1.8%
夫婦と既婚の子ども	3 0.6%	0 0.0%	3 0.9%
夫婦と単身の子ども	44 9.5%	17 17.7%	27 8.2%
夫婦と既婚の子どもと孫	10 2.2%	4 4.2%	6 1.8%
夫婦と単身の子どもと孫	5 1.1%	1 1.0%	1 0.3%
本人と既婚の子ども	48 10.3%	1 1.0%	45 13.7%
本人と単身の子ども	152 32.7%	0 0.0%	150 45.7%
本人と既婚の子どもと孫	49 10.5%	1 1.0%	45 13.7%
本人と単身の子どもと孫	15 3.2%	0 0.0%	13 4.0%
その他	26 5.6%	0 0.0%	3 0.9%
不明・無回答	3 0.6%	0 0.0%	3 0.9%
合計	465 100.0%	96 100.0%	328 100.0%

資料:「高齢者虐待防止に向けた体制構築のためにー東京都高齢者虐待対応マニュアルー」(東京都、平成 18 年)

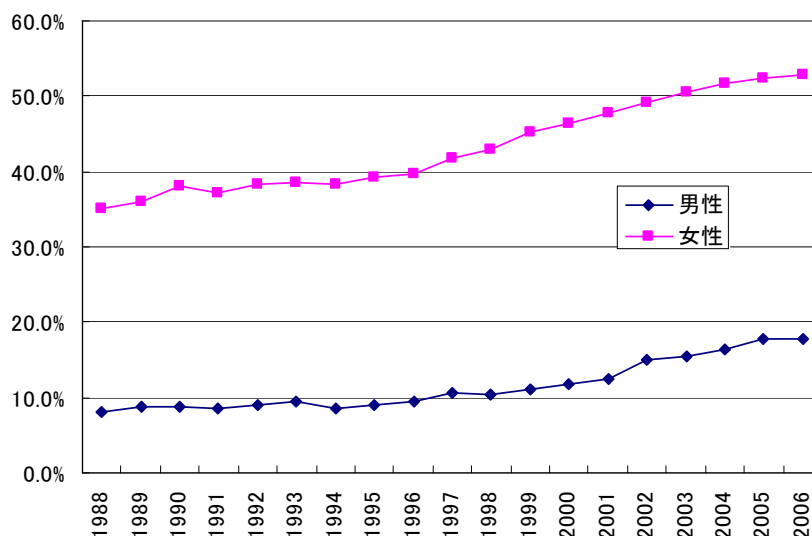
注1:東京都が区市町村対象に行った高齢者虐待に関する事例情報調査結果より。

注2:「子どもによる虐待のある世帯」には、虐待者が「実の息子」、「実の娘」、「義理の息子」、「義理の娘」を含む。

③非正規雇用の増加

・非正規雇用の割合が男女共に増加。特に女性は非正規雇用の割合が高く、かつ上昇傾向にある。

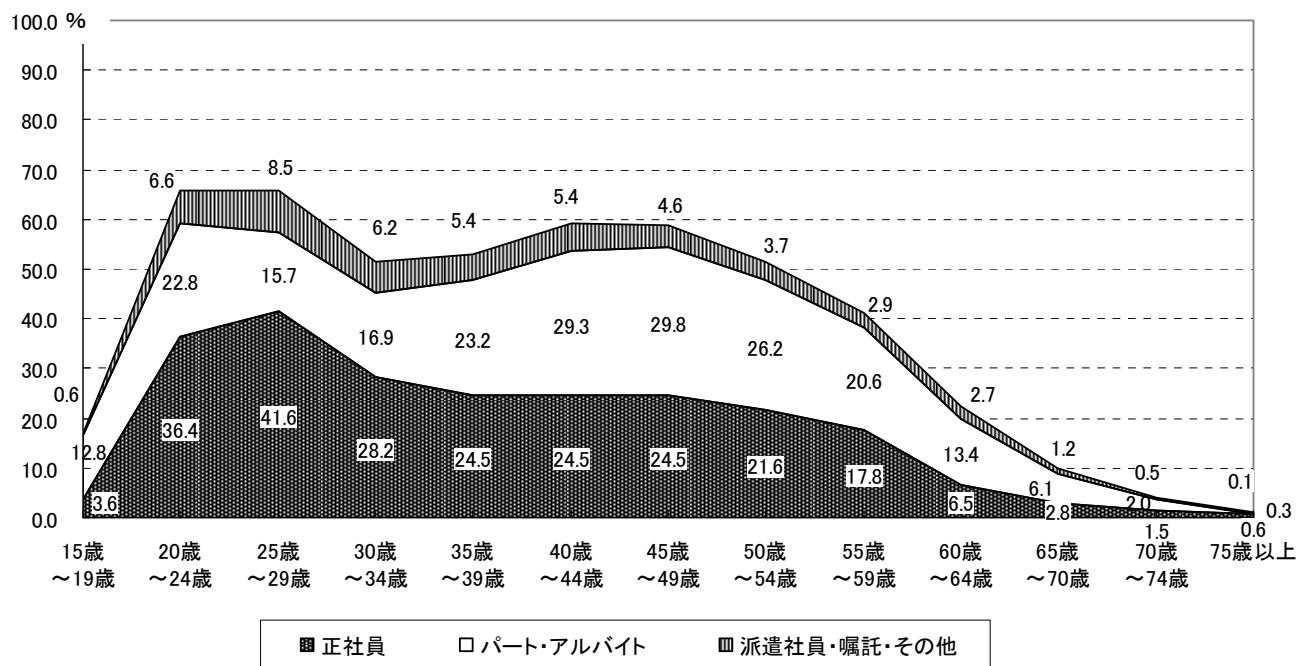
図表 53 非正規職員・従業員比率(男女別)



資料:2001 年以前は「労働力調査特別調査」(総務庁)、2002 年以降は「労働力調査詳細結果」(総務省)により作成。

注:「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細結果」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

図表 54 女性の雇用形態の内訳別年齢階級別雇用者割合



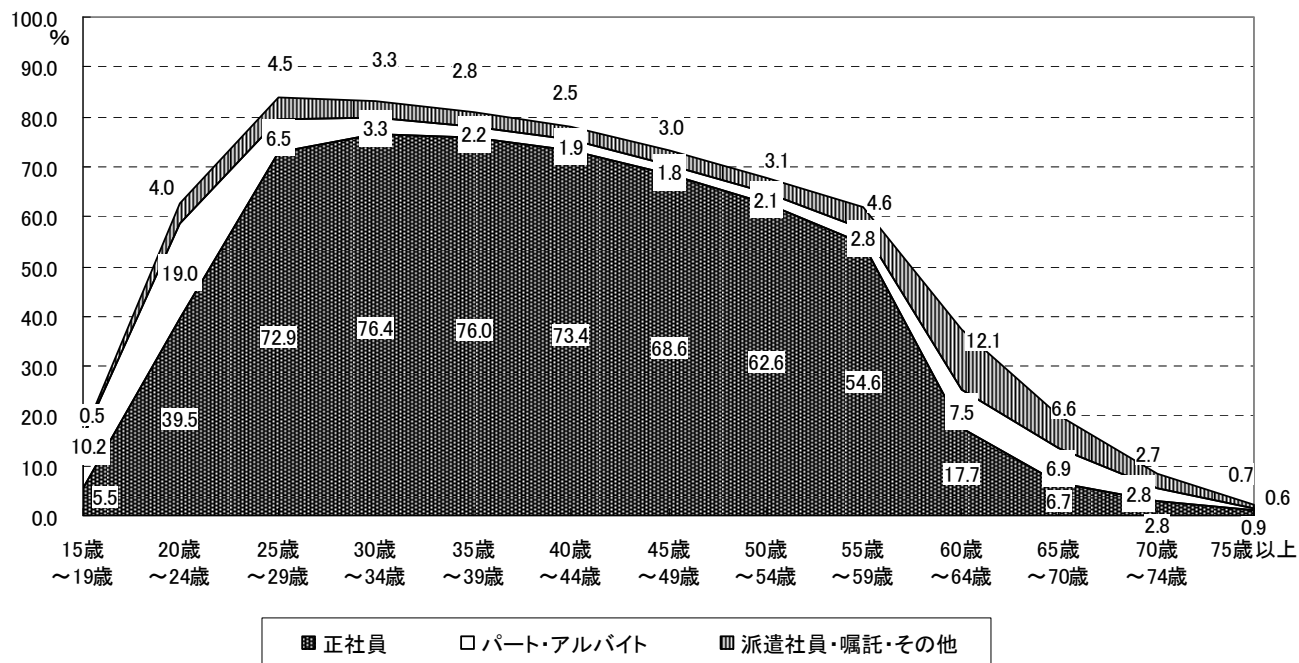
資料:「就業構造基本調査」(総務省、平成 14 年)

注1:会社役員を除く雇用者。

注2:「正社員」とは、正規の職員・従業員。「派遣社員・嘱託・その他」とは、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他。

注3:母数は各歳年齢人口総数。

図表 55 男性の雇用形態の内訳別年齢階級別雇用者割合



資料:「就業構造基本調査」(総務省、平成 14 年)

注1:会社役員を除く雇用者。

注2:「正社員」とは、正規の職員・従業員。「派遣社員・嘱託・その他」とは、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他。

注3:母数は各歳年齢人口総数。